

目黒区地域交通支援の手引き

令和2年8月

目黒区

- 目 次 -

1	本手引き作成の背景・目的	1
2	本手引きで対象とする地域交通	3
3	地域交通に対する基本的な役割	5
4	地域交通に関する検討の実施手順	6
5	地域交通導入に向けた実施事項	8
(1)	地域交通の検討に向けた準備	8
(2)	地域の状況に応じた地域交通の検討	16
(3)	地域交通の実証実験	24
(4)	地域交通の本格実施	32

巻末資料

●	用語集	38
●	旅客運送事業の種類と許認可制度の概要	41
●	利用者意向調査のアンケート項目例	42
●	実証実験運行中に実施する住民意向調査のアンケート項目例	43

1 本手引き作成の背景・目的

目黒区内は鉄道や路線バスが網羅されており、またタクシー事業者も多く営業しているなど、公共交通の利便性は比較的高い状況にあります。区道の平均幅員は約4.8mと狭く、路線バスが運行されている道路は幅員の広い幹線道路等に限定されています。

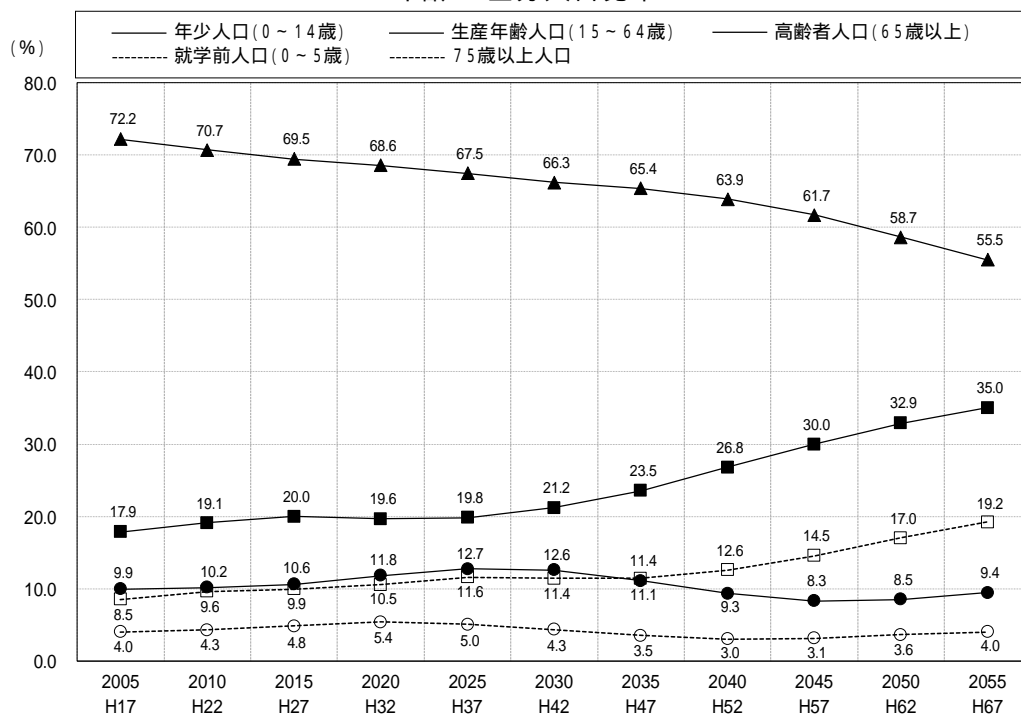
高齢者等を中心として移動に不便を感じる方の増加が予想され、高齢ドライバーによる事故の問題を受けた免許返納の動きの広がりなど、日常生活を送る上で、地域の状況に応じた利便性の高い移動手段が必要になると考えられます。

このような背景のもと、区では地域の移動に関する地域特有の困りごとを解決するための取組を支援するため、令和2年6月に「目黒区地域交通の支援方針」を策定しました。地域交通の導入の検討にあたっては、地域の課題を把握されている住民の皆さんが一体となって、その解決に向けた取組を行い、地域の交通を守り育てていくことが大変重要となります。そうすることで、地域の交通が継続的に運行され、安心して住み続けられる「まち」の実現につながると考えています。

この『目黒区地域交通支援の手引き』は、地域交通の導入の検討にあたり、役割、手順、検討事項を整理したものです。

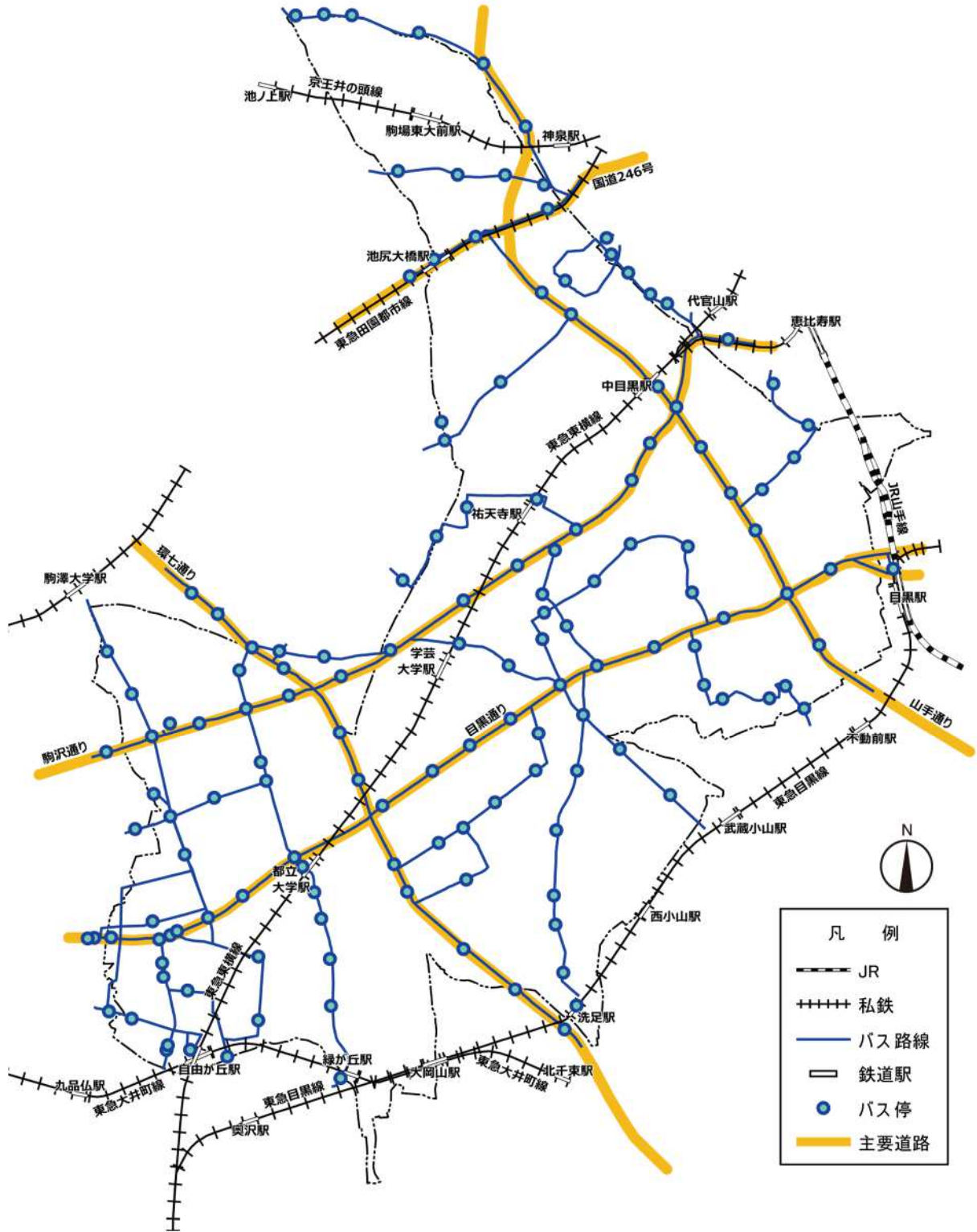
< 目黒区の高齢化の状況 >

- 年齢5区分人口比率 -



(「目黒区 人口・世帯数の予測」より)

< 目黒区交通網図 >



2 本手引きで対象とする地域交通

目黒区で考える地域交通とは、徒歩や自転車、タクシーやワゴン型バスなど、地域の身近な移動手段のことをいいます。目黒区は道路幅員が狭いなどの事情により、既存のバス車両が走行できない地域もありますので、地域交通導入の検討にあたっては、タクシーやワゴン型のバス等、小型の車両の活用も含め検討が必要です。

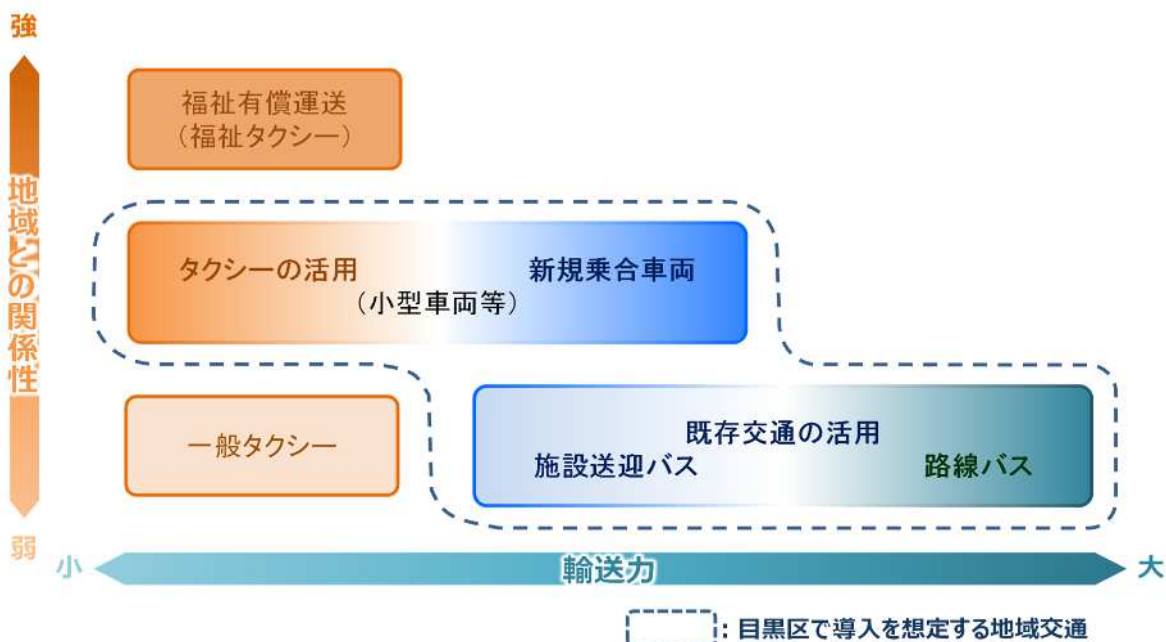
また、令和元年5月に実施したアンケート調査結果では、坂道等による地域特性によって、移動に対する不便の感じ方に、地域差が生じています。

新たな地域交通を導入するには、継続的に一定の利用者が見込まれ、収支採算性が確保される必要があります。少数の利用者が点在しているような場合は導入が困難であると考えられます。

そこで、本手引きで対象とする地域交通は以下のとおりとします。

- 地域の状況をよく知る住民の皆さんが積極的に話し合い、最も利用しやすい移動手段として検討を行う「地域交通」を対象とする
- 国から乗合・乗用業務の許可を取得している交通事業者によって運行される交通サービスを基本とし、安心・安全な運行や地域住民の利用による収支採算性が確保された継続可能な「地域交通」を対象とする

< 各種地域交通の特性整理 >



< 目黒区での導入を想定する地域交通の例 >

	地域交通としてのイメージ
既存交通の活用	既存の路線バスの経路変更や民間施設利用者の送迎バスを一般の地域住民の移動に活用するなど
新たな地域交通の導入	地域・行政・事業者が協力して新設する乗合車両など（小型車両等）
タクシーの活用	地域住民がまとまってタクシーを利用するなど（共同利用、相乗り等）



3 地域交通に対する基本的な役割

地域交通の導入にあたっては、「地域」、「行政（目黒区）」、「事業者（バス事業者、タクシー事業者等）」が連携・協力しながら、それぞれの役割を果たすことが必要となります。

以下に、地域交通に対する三者の基本的な役割を示します。

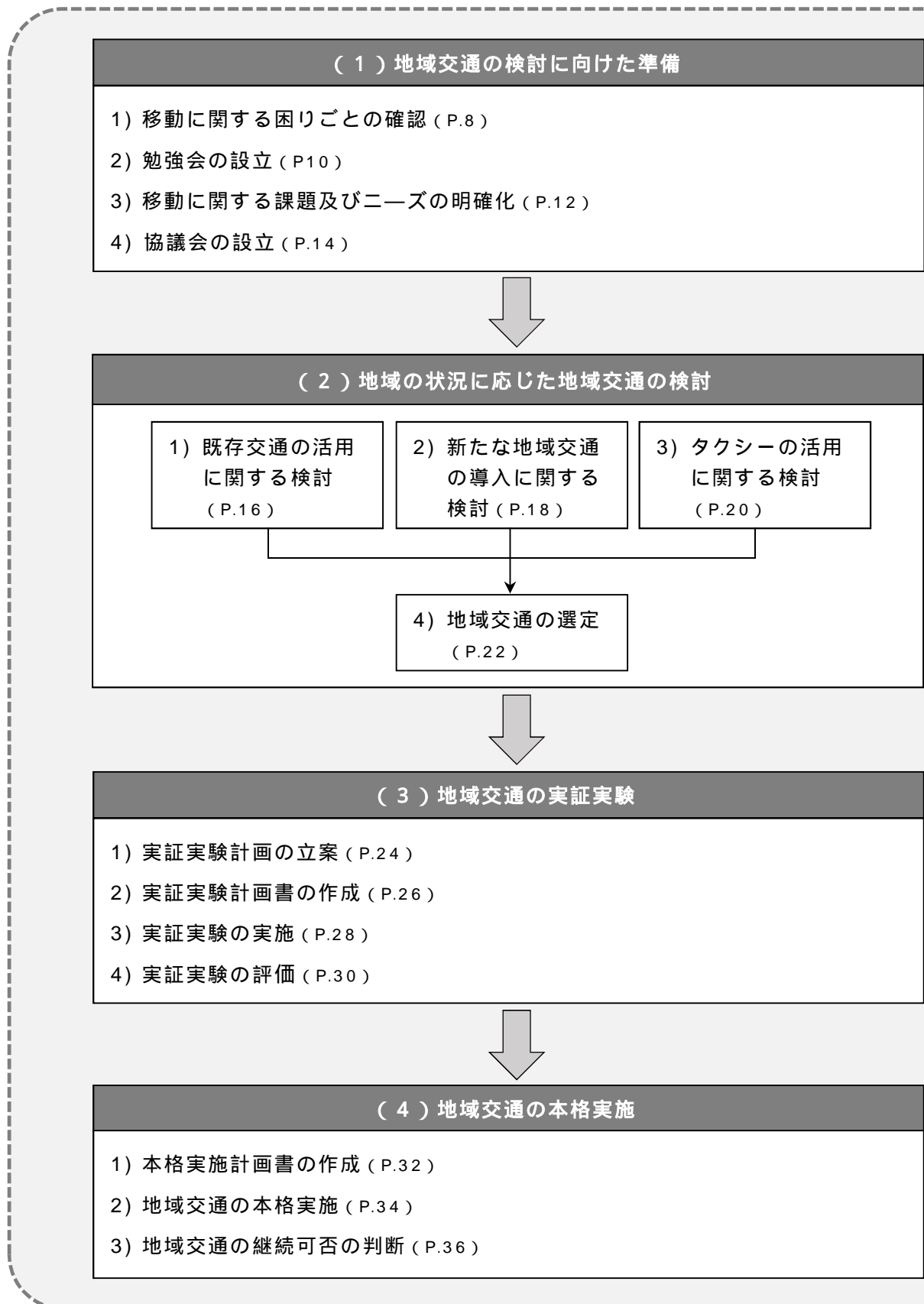
- 地 域：地域交通を地域の皆さんが積極的に利用し、守り育てていくという意識のもと、地域の皆さんが一体となって検討し、計画、運行、利用促進に関する取組を実施
- 行 政：地域交通支援に関する検討にあたって、情報提供や住民検討会の運営支援、専門家派遣等による技術的なアドバイス、また関係機関との調整、運行状況のモニタリング、地域交通導入・運行に伴う経費の一部支援
- 事業者：地域交通支援に伴う実験運行や本格運行の実施、また地域交通運行にあたって必要となる現場調査や諸手続き等について協力

< 地域・行政・事業者の基本的な役割 >



4 地域交通に関する検討の実施手順

地域交通に関する検討の実施手順を以下のとおり示します。



地域の移動について、同じ困りごとを抱える人たちが集まって勉強会を作ります。具体的問題点や改善策は協議会を設立して考えます。

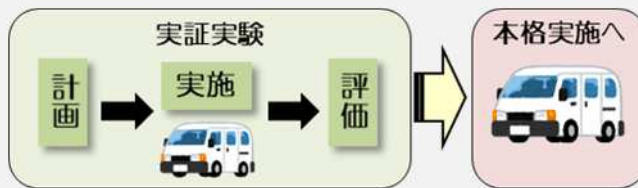


移動に関する困りごとに対して、地域の状況を一番ご存じの皆さんが意見を出し合い、最も適切な地域交通を選定します。



地域交通の選定

地域の皆さんが選定した地域交通について、まず実証実験を実施することで、長く継続していけるかどうかを判断します。



実証実験結果より地域交通が長く継続できると判断される場合は本格実施に移行します。本格実施以降も定期的に利用状況を確認し、継続可否の判断を行います。

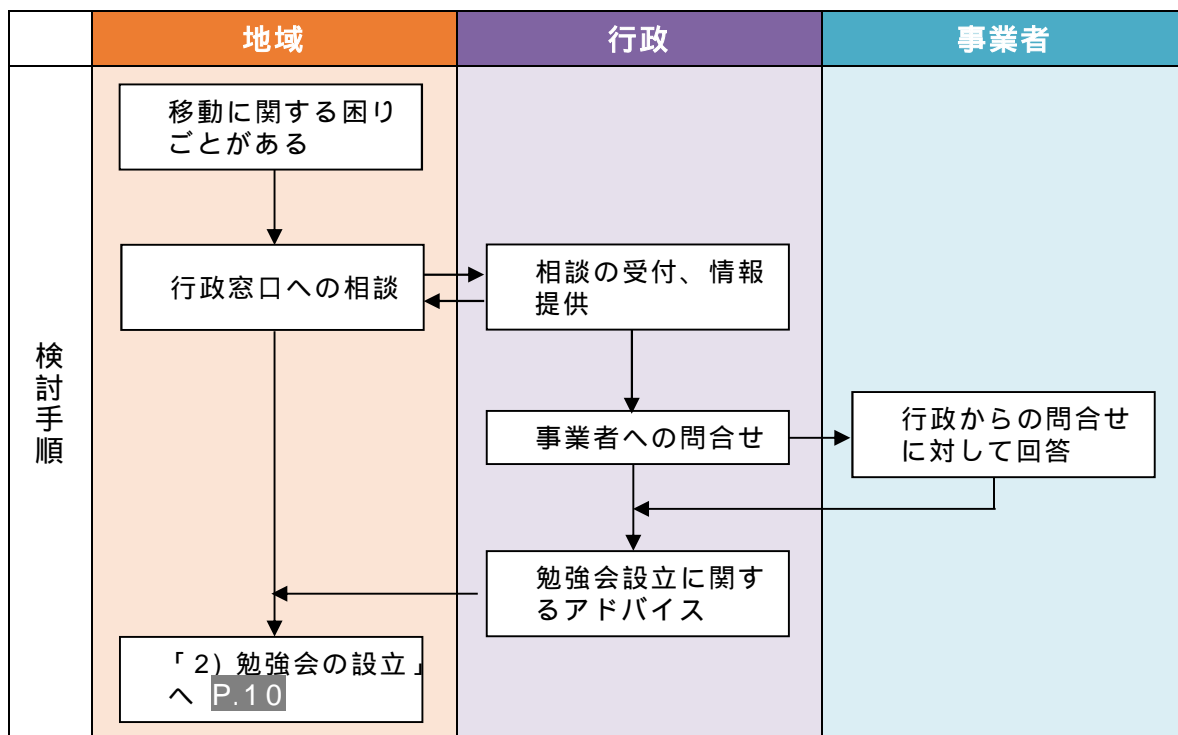


5 地域交通導入に向けた実施事項

(1) 地域交通の検討に向けた準備

1) 移動に関する困りごとの確認

地域交通に関する検討は、「駅やバス停が遠い」、「駅やバス停まで坂道や段差があり行きづらい」等、日常生活における『移動に関する困りごと』の確認から始まります。



【主な実施事項】

地域の活動等の中で移動に関する困りごとの有無を確認する〔地域〕
 移動に関する困りごとがあった場合に行政窓口へ相談に行く〔地域〕
 地域からの移動に関する困りごとの相談の受付、地域交通支援の検討に関する情報提供（パンフレットの配布等）を行う〔行政〕
 地域からの相談内容について関連する事業者へ問合せを行う〔行政〕
 行政からの問合せに対して回答を行う〔事業者〕
 事業者からの回答結果を踏まえて、今後の検討について地域へ説明し、勉強会設立に向けたアドバイスを行う〔行政〕
 行政からの説明を受けて、具体的な検討を行うための地域組織として勉強会を設立する〔地域〕

「2) 勉強会の設立」へ P.10

< 移動に関する困りごと >

既存の交通事業に対する意見（バス）

- ・満員のため、数台待ってもバスに乗れない。
- ・バスの運行本数が少ない。
- ・バスを乗り継ぐときの割引制度がないので料金がかかる。
- ・バスで移動しようとしても、路線図がバスの中ではもらえず出かける前に計画を立てられないのでやめてしまう。

道路交通環境について

- ・照明が少なく夜暗いため、遅くなると怖い。
- ・駅の周辺は急な坂道が多いので、駅周辺を回るミニバスのような手軽に利用できる交通手段があれば、足が弱っている人も外出しやすくなる。
- ・道路が狭いためベビーカーや小さな子供を歩かせにくい。

既存の交通事業に対する意見（タクシー）

- ・タクシーがつかまらない時間帯がある（特に朝）タクシー配車アプリを使っても一切つかまらない。
- ・タクシーを予約や配車しようにも台数がなく、そもそも予約や配車できない。
- ・タクシーが乗り場にはないことが多い。

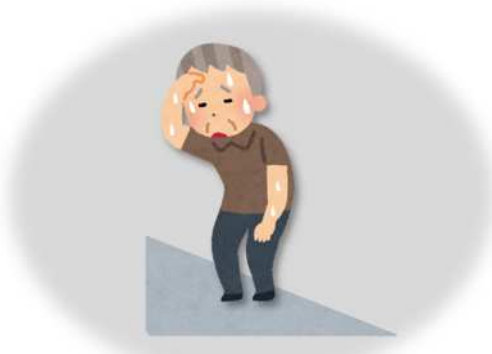
（「令和元年度 目黒区地域交通検討に係るアンケート調査」より）



バスが混雑して乗車しづらい



駅やバス停まで時間がかかる



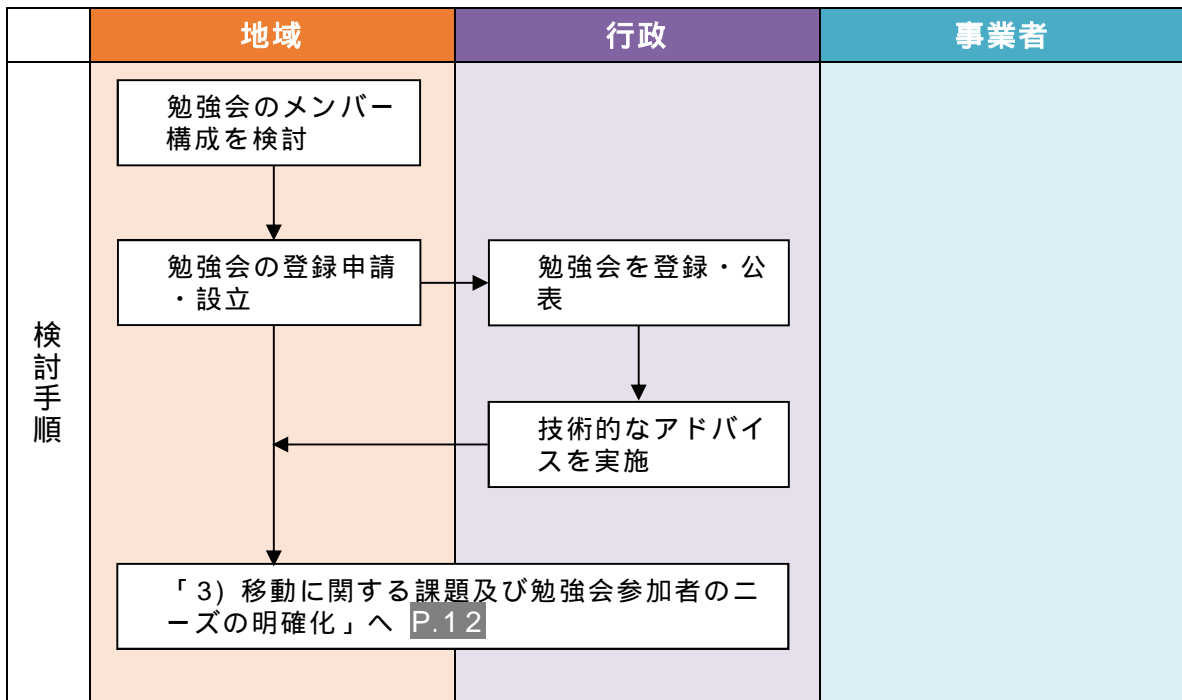
家の近くに坂が多くて大変



タクシーがつかまらない

2) 勉強会の設立

地域交通の検討を行うにあたっては、まず活動する地域組織を設立する必要があります。目黒区では、地域の街づくりの仕組みや進め方について「目黒区地域街づくり条例」を制定しており、この条例に従って、あらかじめ『勉強会（5名以上）』等の地域組織を登録することが必要となります。



【主な実施事項】

勉強会設立に伴い、同じ地域で困りごとを抱えている人達（5名以上）を集める〔地域〕

「目黒区地域街づくり条例」に従って行政窓口で勉強会の登録申請を行う〔地域〕

登録申請に基づいて勉強会の登録・公表を行う〔行政〕

勉強会における検討の進め方等について技術的なアドバイスを行う（勉強会の運営支援、専門家の派遣等）〔行政〕

行政からのアドバイスを踏まえて移動に関する課題及びニーズについて検討を開始する〔地域・行政〕

「3) 移動に関する課題及び勉強会参加者のニーズの明確化」へ P.12

< 「目黒区地域街づくり条例」に基づく勉強会の設立について >

項目	内容
勉強会の設立方法	・地域交通の検討を行うことを目的として、同じ地域で「移動に関する困りごと」を抱えているメンバーが5名以上集まった場合に「勉強会」の登録を申請できます。
助成内容	・専門家派遣の講師謝礼（同一年度に5回まで） ・勉強会の運営に係る経費の助成（上限5万円まで）
助成対象経費	・会議等開催費（会議室使用料や開催通知郵送料など） ・消耗品費（文具、材料、ポスター・チラシ・広報誌などの印刷費用など） ・その他区長が必要と認める経費（行事保険など）

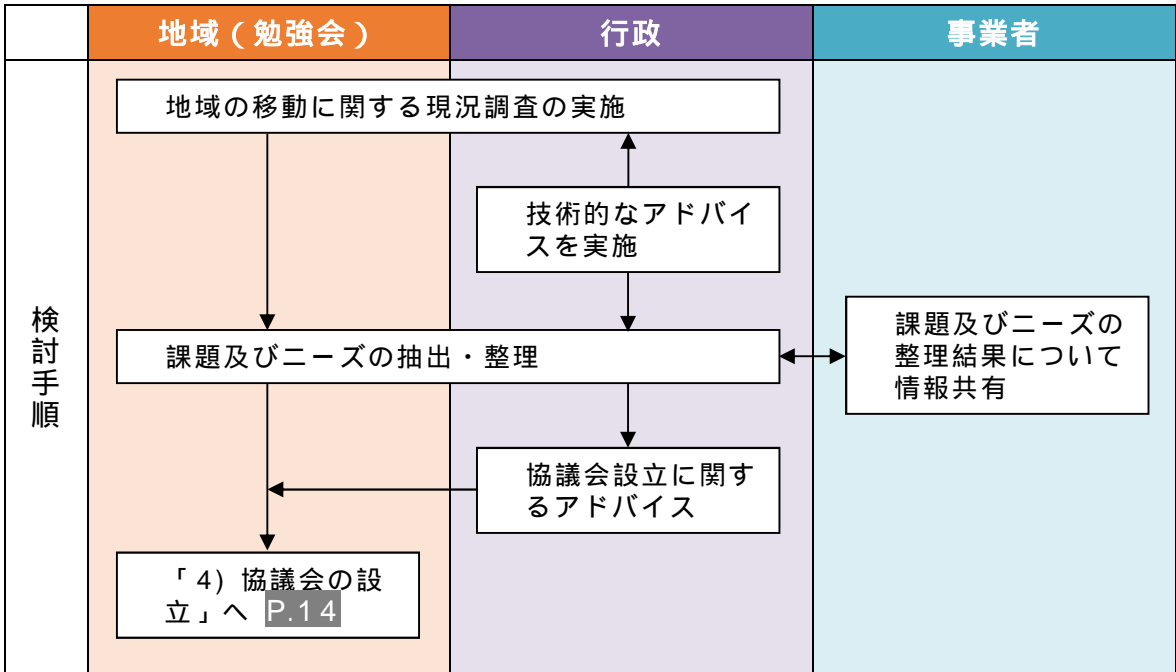
< 街づくり団体の活動状況について >

研究会名	活動範囲
自由が丘の住環境を考える会	自由が丘一・二・三丁目、緑が丘二丁目地区内
祐天寺ロータリーを考える会	祐天寺一・二丁目、五本木一丁目、上目黒四丁目地区内
洗足街づくり研究会	洗足二丁目町会、洗足商店街
上目黒1-20、21地区街づくり研究会	上目黒一丁目20・21番
東急東横線都立大学北口平町一丁目街づくりを考える会	平町一丁目21番地周辺

（令和元年9月現在登録状況）

3) 移動に関する課題及びニーズの明確化

地域交通について具体の検討を行うにあたって、地域における移動の現状や問題点、範囲などを勉強会参加者が把握することで、『移動に関する課題及びニーズ』を明確にします。



【主な実施事項】

地域の移動の現状や問題点を把握するため、参加者の現況調査を行う〔地域・行政〕

調査方法や課題及びニーズに関する技術的なアドバイスを行う（調査の実施・分析、勉強会の運営支援、専門家の派遣等）〔行政〕

調査結果から、課題及びニーズの抽出・整理を行う〔地域・行政〕

移動に関する課題及びニーズの整理結果について行政と事業者間で情報共有を行う〔事業者〕

課題及びニーズの整理結果より、課題解決と一緒に取組む範囲を想定し、協議会設立に向けたメンバー構成等についてアドバイスを行う〔行政〕

地域交通の実現に向けて関係する地域の住民、団体等により協議会を設立する〔地域〕

「4) 協議会の設立」へ P.14

< 移動に関する現況調査の設問項目例 >

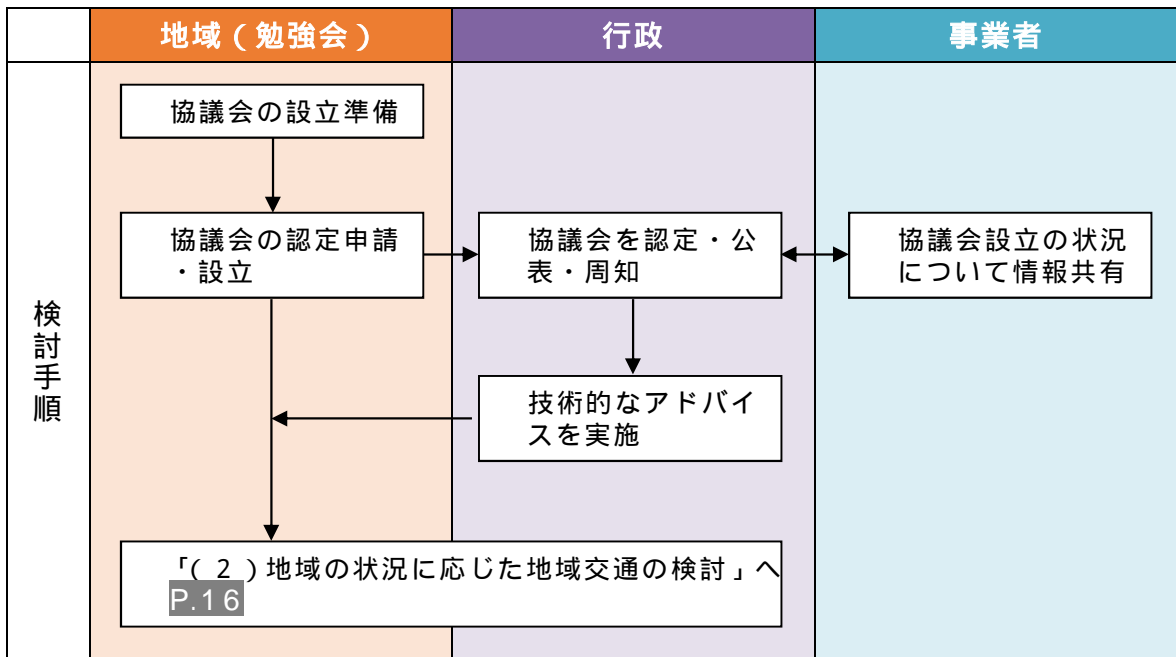
分類	調査目的	主な設問項目
基本属性	勉強会に参加されている地域の方々の基本的な情報の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・年代 ・居住地 ・職業
移動手段の状況	公共交通以外で利用可能な交通手段の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許の有無 ・運転免許返納予定 ・利用可能手段（自動車・家族の送迎・自転車等）
公共交通の利用のしやすさ	自宅周辺の公共交通利用環境（既存公共交通の利用可能性）の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・最寄りの駅及びバス停 ・最寄りの駅及びバス停までの徒歩時間 ・バスの利便性（運行時間帯・頻度等）
日常生活における外出状況	日常生活における外出の内容と、その際利用する交通手段の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・外出先、外出目的 ・外出頻度 ・外出時間帯 ・利用交通手段
日常生活における不便の状況	日常生活における外出時の不便の内容、移動手段に対する要望の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・外出時の移動の不便 ・移動手段に対する要望

< 移動に関する課題及びニーズの例 >

分類	課題及びニーズ
駅やバス停へのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・最寄りの駅やバス停が遠くて不便 ・駅やバス停までの経路上に坂があり歩くのがつらい ・自宅近くにバス停を設置して欲しい
バスの運行サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・運行時間（始発～終発）が短い ・運行本数が少ない（待ち時間が長い） ・使いやすい運行ダイヤに変更して欲しい
バス車両	<ul style="list-style-type: none"> ・車内が混雑する ・バリアフリー化が不十分 ・利用状況にあった車両に変更して欲しい
バスの走行状況	<ul style="list-style-type: none"> ・到着がいつも遅れる ・予定通りに乗り継げない ・定時性を良くして欲しい

4) 協議会の設立

地域交通の実現に向けては、課題及びニーズの整理結果を踏まえ、町会関係者等を含む地域住民で『協議会（10名以上）』を設立する必要があります。なお協議会は、勉強会と同様、「目黒区地域街づくり条例」に従って登録し、その後具体的な検討を行っていくことになります。



【主な実施事項】

- 協議会（10名以上）の位置づけや役職、運営方法等を検討する〔地域〕
- 「目黒区地域街づくり条例」に従って行政窓口にて協議会の認定申請を行う〔地域〕
- 認定申請に基づいて協議会の認定・公表・周知を行う〔行政〕
- 協議会設立の状況について行政と事業者間で情報共有を行う〔事業者〕
- 協議会における検討の進め方等について技術的なアドバイスを行う（協議会の運営支援、専門家の派遣等）〔行政〕
- 行政からのアドバイスを踏まえて地域交通に関する支援策の検討を開始する〔地域・行政〕
- 「(2)地域の状況に応じた地域交通の検討」へ P.16

< 「目黒区地域街づくり条例」に基づく協議会の設立について >

項 目	内 容
協議会の設立方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域交通に関する具体的な検討を行うことを目的として、町会関係者等を含む地域住民を主体としたメンバーが 10 名以上集まった場合に「協議会」の登録を申請できます。
助 成 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家派遣の講師謝礼（同一年度に 5 回まで） ・ 協議会の運営に係る経費の助成（上限 5 万円まで） ・ 地域交通の支援策に関する計画の作成に係る経費の助成（上限 20 万円まで）
助 成 対 象 経 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議等開催費（会議室使用料や開催通知郵送料など） ・ 消耗品費（文具、材料、ポスター・チラシ・広報誌などの印刷費用など） ・ その他区長が必要と認める経費（行事保険など）

— 協議会による会議のイメージ —



(2) 地域の状況に応じた地域交通の検討

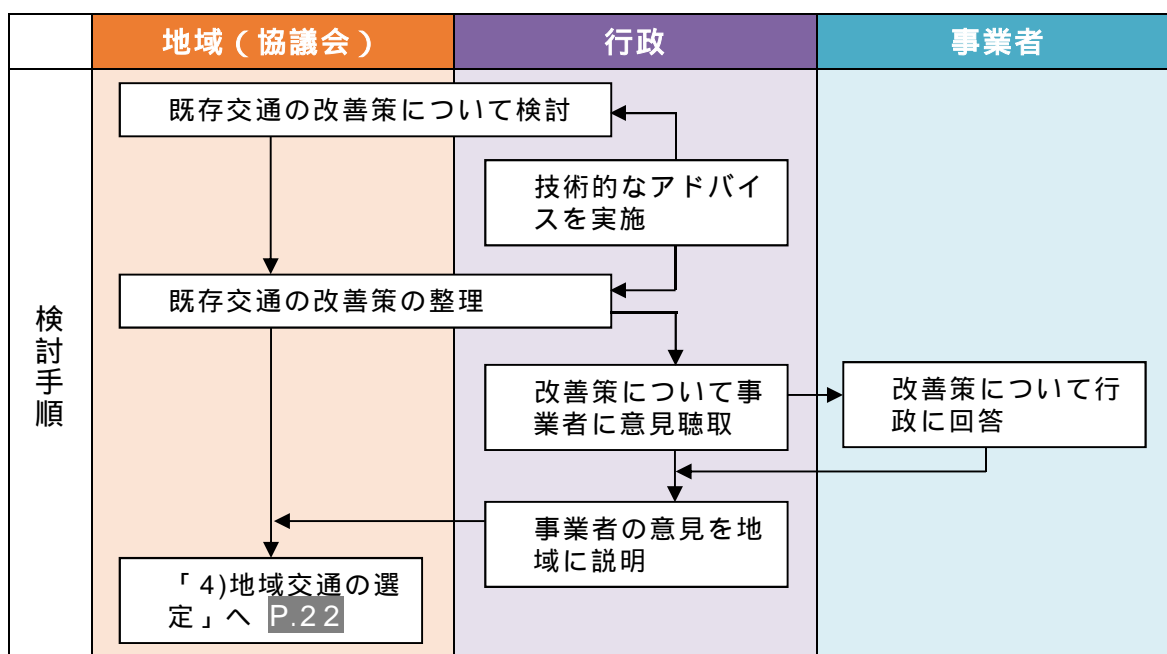
地域交通に関する支援策については、地域の実情に応じて「既存交通の活用」、「新たな地域交通の導入」、「タクシーの活用」の3つの視点から検討を行い、実現に向けた検討を実施する支援策の選定を行います。

< 地域交通選定のポイント >

検討の視点	地域の状況	確認事項
既存交通の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内、またその周辺に既存の路線バスが運行している ・ 民間施設送迎バスが運行している 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内で継続的にまとまった利用者が見込めるか ・ バス会社による対応が可能な運行内容であるか
新たな地域交通の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内に既存の路線バスが運行していない ・ 周辺に既存の路線バスが運行しているが、バス停まで遠い、坂道があるなど不便 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内で継続的に利用者が見込めるか ・ 運行を請け負えるバス会社やタクシー会社があるか
タクシーの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内、またその周辺に既存の路線バスが運行していない ・ 地域内の道が狭く、坂道が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運行を請け負えるタクシー会社があるか ・ バス利用より割高となる運賃に対して許容できるか

1) 既存交通の活用に関する検討

現在、地域内に路線バス、民間送迎バス等が運行されている場合には、これら『既存交通の活用』に関する検討を行います。具体的には、既存交通の改善策として、運行ダイヤの変更、運行ルートの新設・変更等を事業者に提案し、事業者による対応可能性の検討結果を踏まえて、その実現性の判断を行います。



【主な実施事項】

課題解決に関する既存交通の改善策（運行ダイヤの変更、運行ルートの新設・変更等）について話し合う〔地域・行政〕

既存交通の改善策について技術的なアドバイスを行う（協議会の運営支援、専門家の派遣等）〔行政〕

既存交通の改善策を整理し、事業者へ提案する検討内容をまとめる〔地域・行政〕

地域が提案する改善策への対応について事業者の立場としての意見を確認する〔行政〕

地域が提案する改善策への対応について事業者としての意見を行政に回答する〔事業者〕

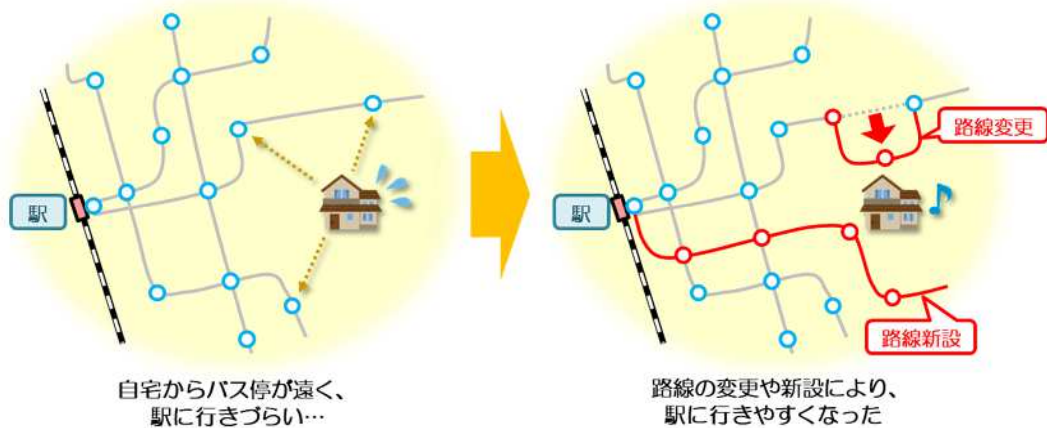
事業者からの回答結果を踏まえて今後の検討について地域に説明を行う〔行政〕

行政からの説明を受けて地域交通の選定を行う〔地域〕

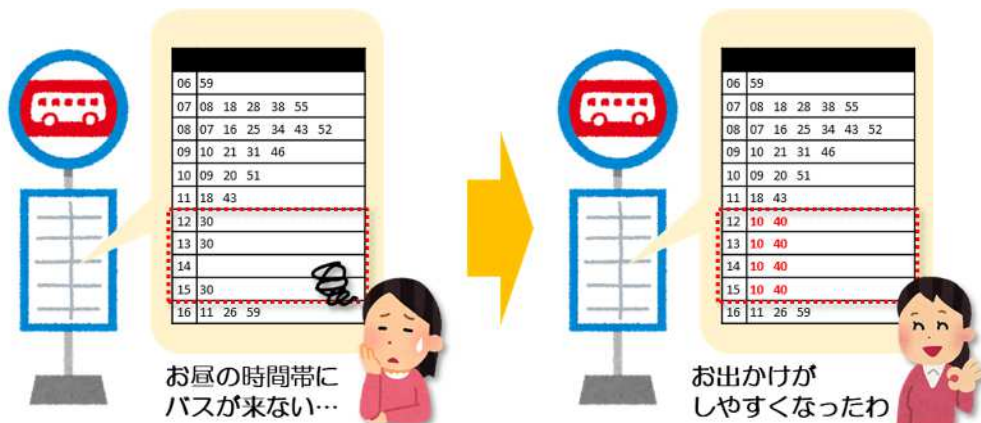
「4) 地域交通の選定」へ [P.22](#)

< 既存交通の改善策の例 >

バス路線の新設・変更のイメージ

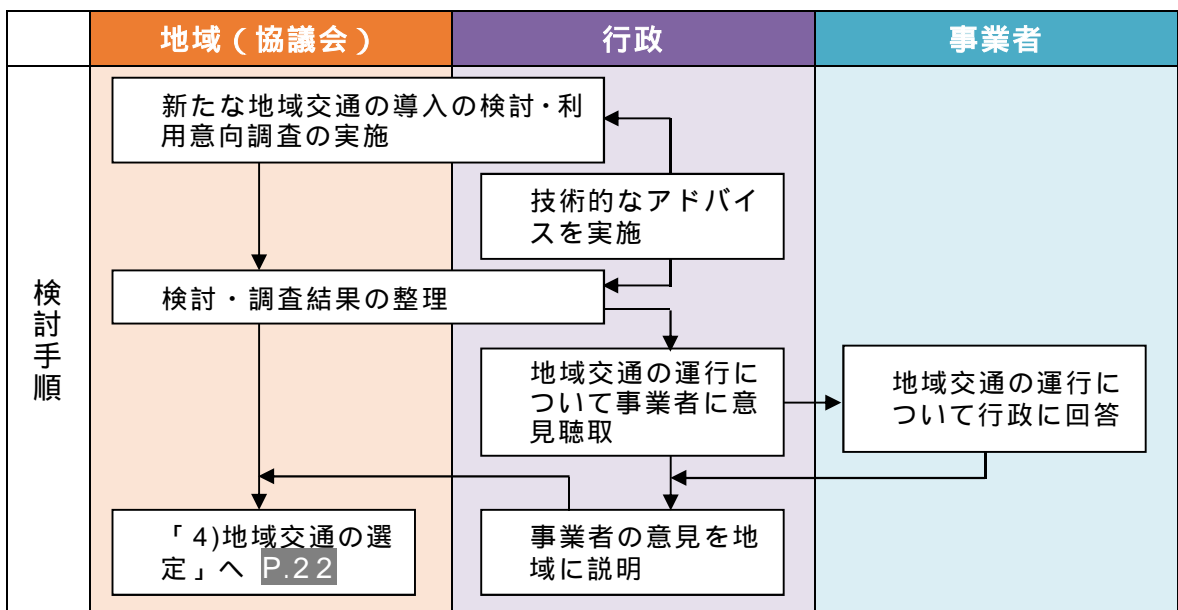


運行ダイヤの見直しのイメージ



2) 新たな地域交通の導入に関する検討

現在、地域内に既存交通（路線バス、民間送迎バス等）が運行されていない場合には、小型車両等による『新たな地域交通の導入』に関する検討を行います。具体的な検討事項としては、運行ルート、運行ダイヤ、想定される利用需要、導入車両、収支採算性等があります。またこれらの検討を行うにあたって、必要に応じて地域住民の利用条件や利用意向を把握するためにアンケート調査等を実施します。



【主な実施事項】

新たな地域交通の導入（運行ルート、運行ダイヤ、想定される利用需要、導入車両、収支採算性等）に関する検討、利用意向調査を行う〔地域・行政〕

新たな地域交通の導入に関する検討、利用意向調査の方法など技術的なアドバイスを行う（調査の実施・分析、協議会の運営支援、専門家の派遣等）〔行政〕

新たな地域交通の導入に関する検討や利用意向調査の結果を整理し、事業者へ提案する検討内容をまとめる〔地域・行政〕

想定される新たな地域交通の運行内容について事業者の立場としての意見を確認する〔行政〕

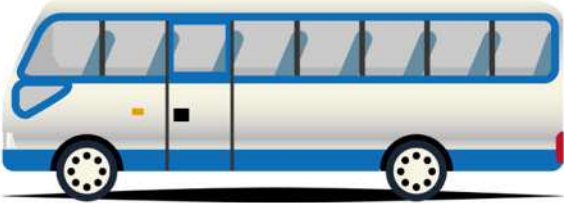

想定される新たな地域交通の運行内容について事業者としての意見を行政に回答する〔事業者〕

事業者からの回答結果を踏まえて今後の検討について地域に説明を行う〔行政〕

行政からの説明を受けて地域交通の選定を行う〔地域〕

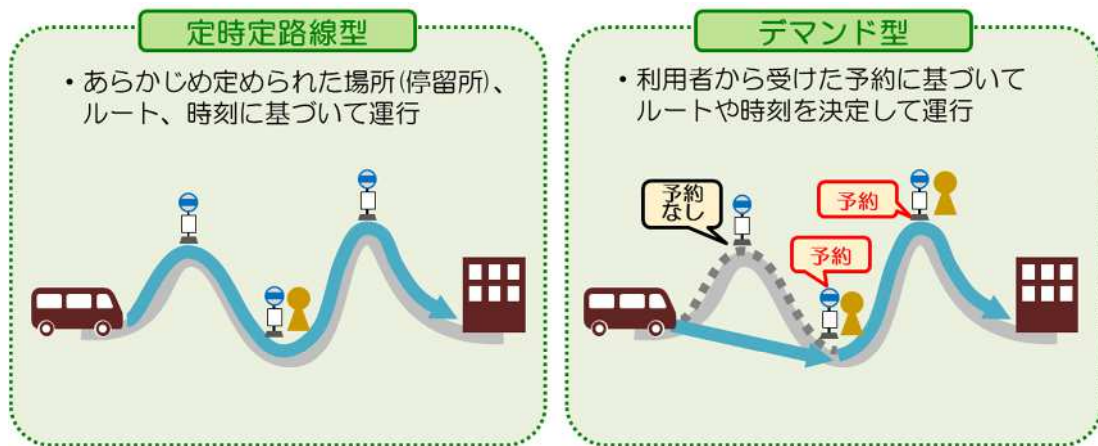
「4) 地域交通の選定」へ P.22

< 小型車両の例 >

車両の種類と定員	
 <p>小型マイクロバス 定員：19人（運転手・補助席除く）</p>	 <p>ワゴン型バス 定員：13人（運転手除く）</p>

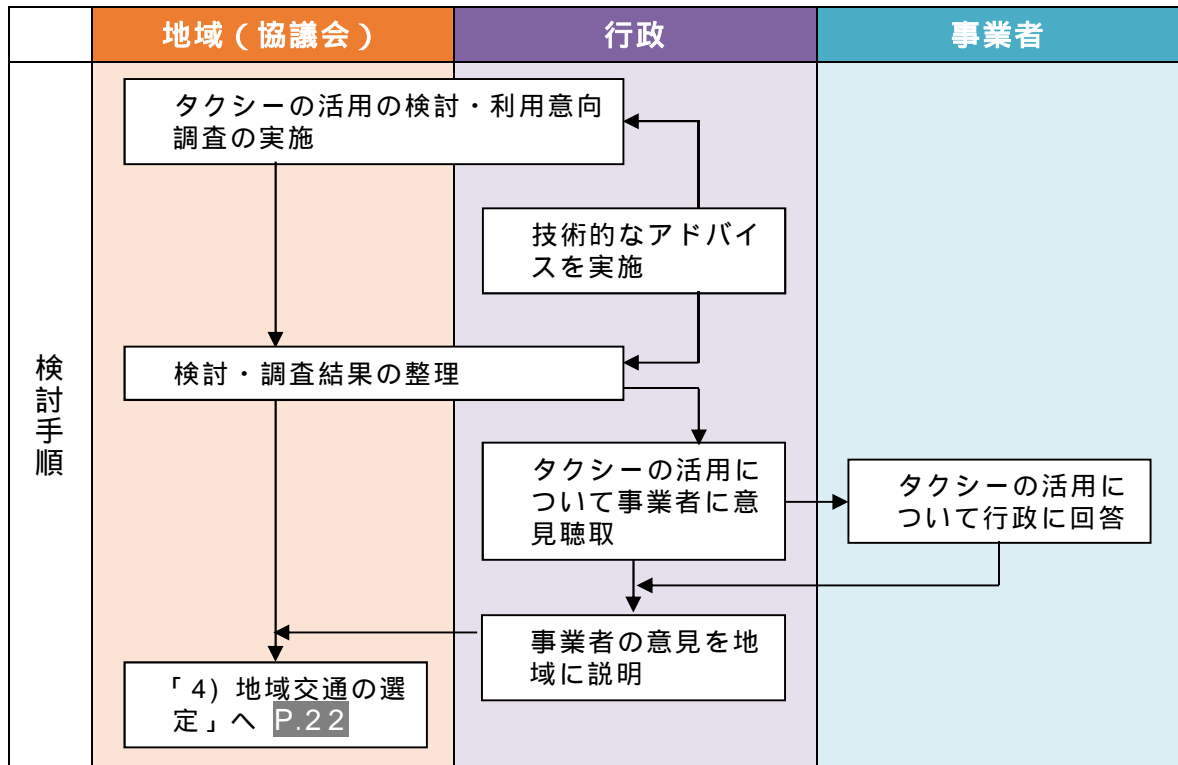
上記イラストはイメージであり、定員数も車種によって変化する。

< 新たな地域交通の運行方法 >



3) タクシーの活用に関する検討

地域でまとまった移動需要が見込めず、既存交通の活用や新たな地域交通の導入が困難な場合には、一般のタクシーを活用した『タクシーの活用』に関する検討を行います。具体的な検討事項としては、共同利用のための乗降場設置、運行車両の種類、利用需要の想定等があります。必要に応じて利用条件や利用意向を把握するためのアンケート調査を実施し、利用需要を把握して、その実現性を判断します。



【主な実施事項】

タクシーの活用（地域内の乗降場の設置、運行車両の種類、利用需要の想定等）に関する検討、利用意向調査を行う〔地域・行政〕

タクシーの活用の検討、利用意向調査の方法など技術的アドバイスを行う（調査の実施・分析、協議会の運営支援、専門家の派遣等）〔行政〕

タクシーの活用の検討や利用意向調査の結果を整理し、事業者へ提案する検討内容をまとめる〔地域・行政〕

タクシーの活用について事業者の立場としての意見を確認する〔行政〕



タクシーの活用について事業者としての意見を行政に回答する〔事業者〕

事業者からの回答結果を踏まえて今後の検討について地域に説明を行う〔行政〕

行政からの説明を受けて地域交通の選定を行う〔地域〕

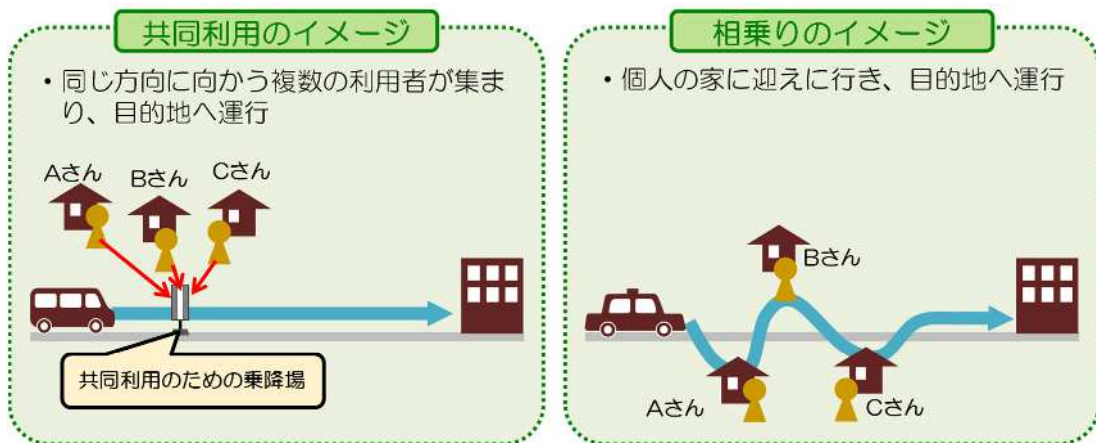
「4）地域交通の選定」へ P.22

< タクシー車両の例 >

車両の種類と定員	
 <p>ワゴン型タクシー 定員：9人（運転手除く）</p>	 <p>セダン型タクシー 定員：4人（運転手除く）</p>

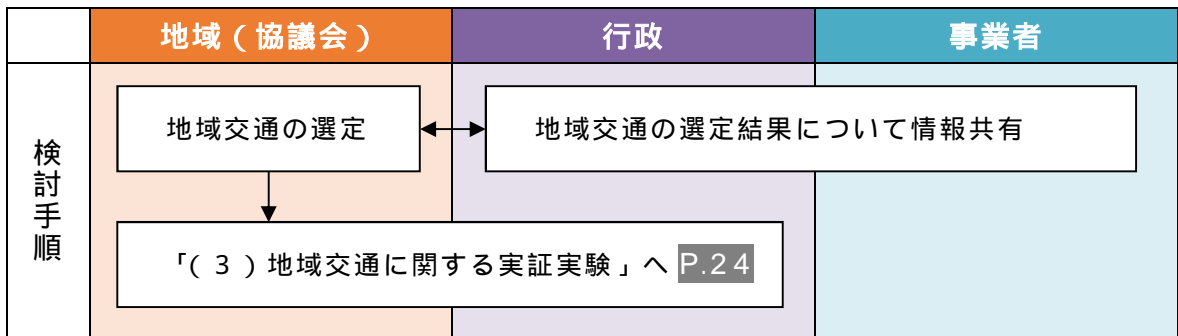
上記イラストはイメージであり、定員数も車種によって変化する。

< タクシーの活用方法例 >



4) 地域交通の選定

地域交通について、「既存交通の活用」、「新たな地域交通の導入」、「タクシーの活用」の3つの視点から実施した検討に対して、各事業者からの聴取した意見を踏まえ、最も実現の可能性が高い地域交通の選定を行います。



【主な実施事項】

地域交通に関する検討結果より、実証実験によって実現性を検証すべき具体の地域交通の選定を行う〔地域〕

地域交通の選定結果について、行政と事業者間で具体的な施策内容に関する情報共有を行う〔行政・事業者〕

地域交通の選定結果より、実証実験に向けた具体的な検討を行う〔地域・行政〕

「(3) 地域交通の実証実験」へ P.24

地域の皆さんで検討

他に利用したい
人がどれくらい
いるかな？

どれくらいの頻度
で利用したい？

家の周りの
道路環境は
どうかしら？



最も実現性の高いものを選定します

A 案

既存交通の活用



B 案

新たな地域交通の導入



C 案

タクシーの活用



地域みんなが
使いやすい地域
交通を決定！

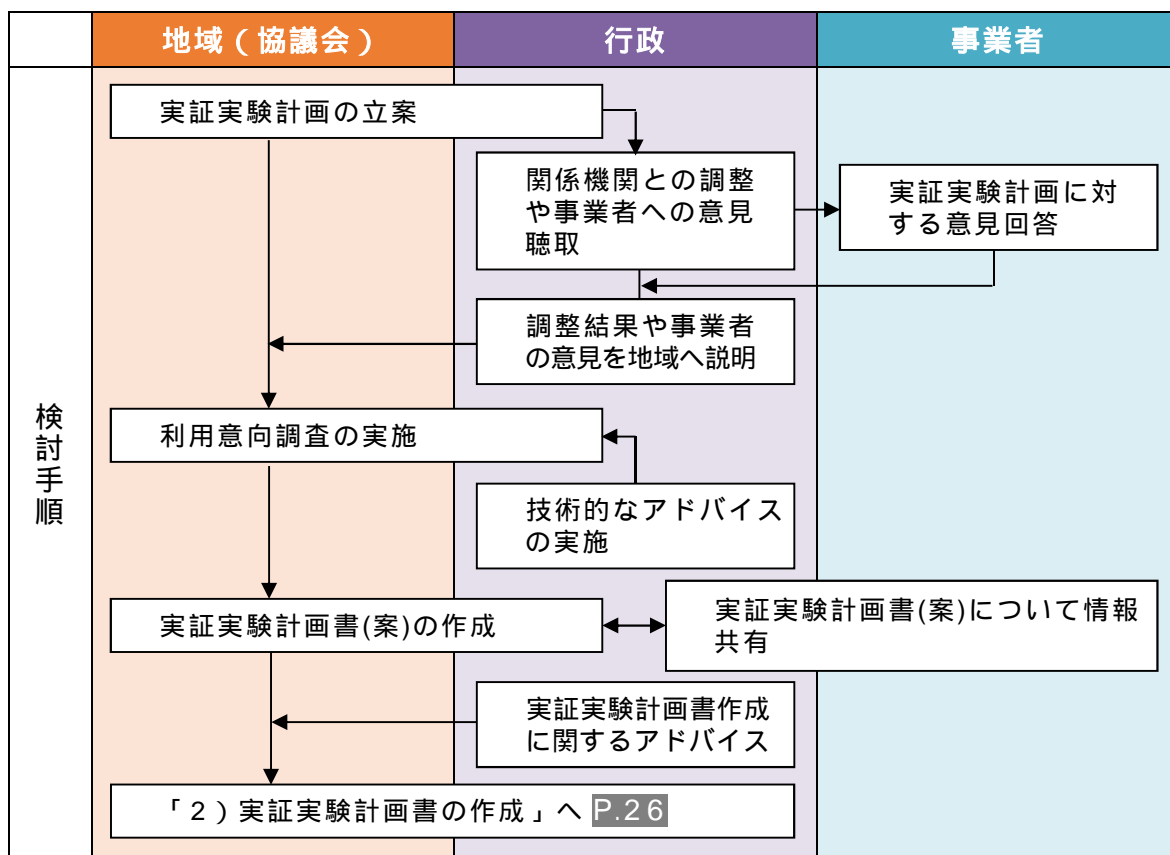
地域交通の選定

実証実験へ

(3) 地域交通の実証実験

1) 実証実験計画の立案

地域交通を導入するにあたっては、事前の実証実験を行うことでその実現性について検証を行います。そのためにまず『実証実験計画』を立案します。具体的には、前項で実施した地域交通に関する検討結果を基本として、関係機関と調整を行いながら、地域交通の実施計画、実施体制等から構成される実証実験計画書(案)を作成します。



【主な実施事項】

地域交通に関する検討結果を踏まえて実証実験計画（実施内容、実施体制等）を立案する〔地域・行政〕

実証実験に関する関係機関（国、東京都、警察、隣接区等）と調整し、事業者へ実証実験計画書(案)作成に伴う意見を確認する〔行政〕

実証実験の実施にあたって、走行環境や運行計画等に対する事業者としての意見を行政に回答する〔事業者〕

関係機関との調整結果や事業者からの回答結果を踏まえて、実証実験計画書(案)作成に必要な検討事項等の説明を行う〔行政〕

これまでの検討経過や調整結果を地域住民の方々へ周知し、実証実験に伴う利用意向調査を行う〔地域・行政〕

地域住民への周知や利用意向調査の実施に関する技術的なアドバイスを行う
 (調査の実施・分析、協議会の運営支援、専門家の派遣等)〔行政〕
 関係機関や事業者との調整結果、また利用意向調査結果を踏まえて実証実験
 計画書(案)を作成する〔地域・行政〕
 実証実験計画書(案)の内容を行政と事業者で情報共有を行う〔行政・事業者〕
 実証実験計画書作成に向けた運行事業者の選定等についてアドバイスを行う
 〔行政〕
 行政からのアドバイスを踏まえて、実証実験計画書作成に向けて各種手続き
 等を開始する〔地域・行政〕
 「2) 実証実験計画書の作成」へ P.26

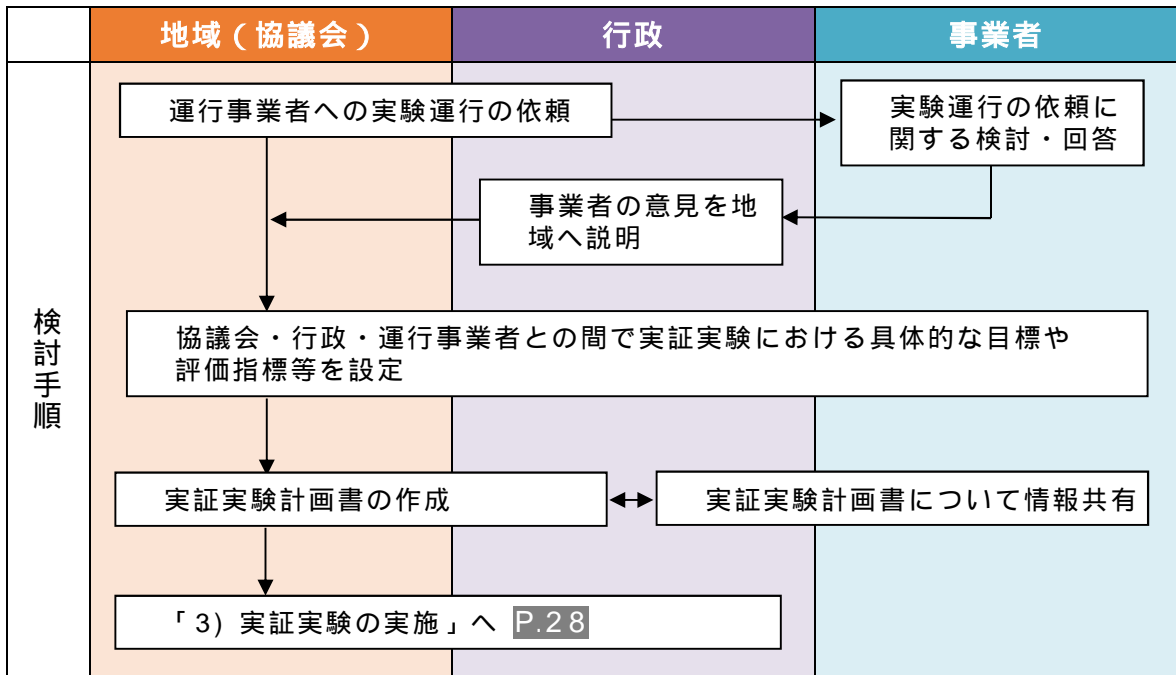
< 実証実験計画書(案)の記載項目例 >

	項目	記載内容
共通	実験目的	住民の移動支援、高齢者の外出促進等
	実験期間	月 日～月 日
	対象者	検討対象地区内における住民(全住民、高齢者、高齢者及び乳幼児連れの方等)
	広報計画	広報メニュー、実施方法、実施時期等
	調査計画	利用実態調査、利用者意向調査等
既存交通の活用	事業者	検討地区及び周辺を運行するバス会社
	実験内容	既存路線バスの新設、ルート変更、ダイヤの変更、必要設備等
	実施日時	毎日、平日のみ、日/週等 時～時等
	協議調整	バス会社等
新たな地域交通の導入	事業者	検討地区及び周辺を運行するバス会社・タクシー会社
	実験内容	運行方式(定時定路線型、デマンド型等)、 運行ルート、使用車両、必要設備、運賃等
	実施日時	毎日、平日のみ、日/週等 時～時等
	協議調整	バス会社・タクシー会社、国土交通省運輸局、 道路管理者、交通管理者等
タクシーの活用	事業者	検討地区及び周辺で営業するタクシー会社
	実験内容	タクシー利用方法(申請・登録方法、予約方法等)、 必要備品等
	実施日時	実験期間中毎日、曜日・日時を限定等
	協議調整	タクシー会社、国土交通省運輸支局等

2) 実証実験計画書の作成

実証実験計画書(案)における運行計画に基づいて運行可能な事業者を選定し、協議会・行政・事業者の三者で具体的な目標や評価指標等を設定した上で、『実証実験計画書』を作成します。

合わせて、実証実験の実施に向けて、各関係機関（事業者・交通管理者・道路管理者・国土交通省運輸局等）と必要な調整や各種手続きを行います。



【主な実施事項】

実証実験計画書(案)における運行計画に基づいて運行可能な事業者を選定し、実験運行の依頼を行う〔地域・行政〕

実験運行の依頼に対して検討を行い、行政に回答する〔事業者〕

事業者からの回答を踏まえて今後の協議について地域に説明を行う〔行政〕

協議会・行政・事業者の三者で協議を行い、具体的な目標や評価指標等について設定を行う〔地域・行政・事業者〕

協議会・行政・事業者の三者での協議結果を踏まえて実証実験計画書を作成する〔地域・行政〕

実証実験計画書の内容を行政と事業者間で情報共有を行う〔行政・事業者〕

実証実験の実施に向けて各種手続き等を開始する〔地域・行政〕

「3) 実証実験の実施」へ P.28

< 運行事業者の選定にあたっての視点例 >

視 点	内 容
対象エリア	実証実験の対象エリアにおいて、バス、タクシーを運行できる事業者であること
運行内容への対応	実証実験において実施される事業内容について安全対策やトラブルの発生等への対応が可能な事業者であること
本取組に対する協力意向	当該地域における移動の困りごとを理解し、その改善に向けて協力の意向を有する事業者であること
本格運行への対応	実証実験の結果、本格運行に移行することになった場合にも対応の可能性が高い事業者であること

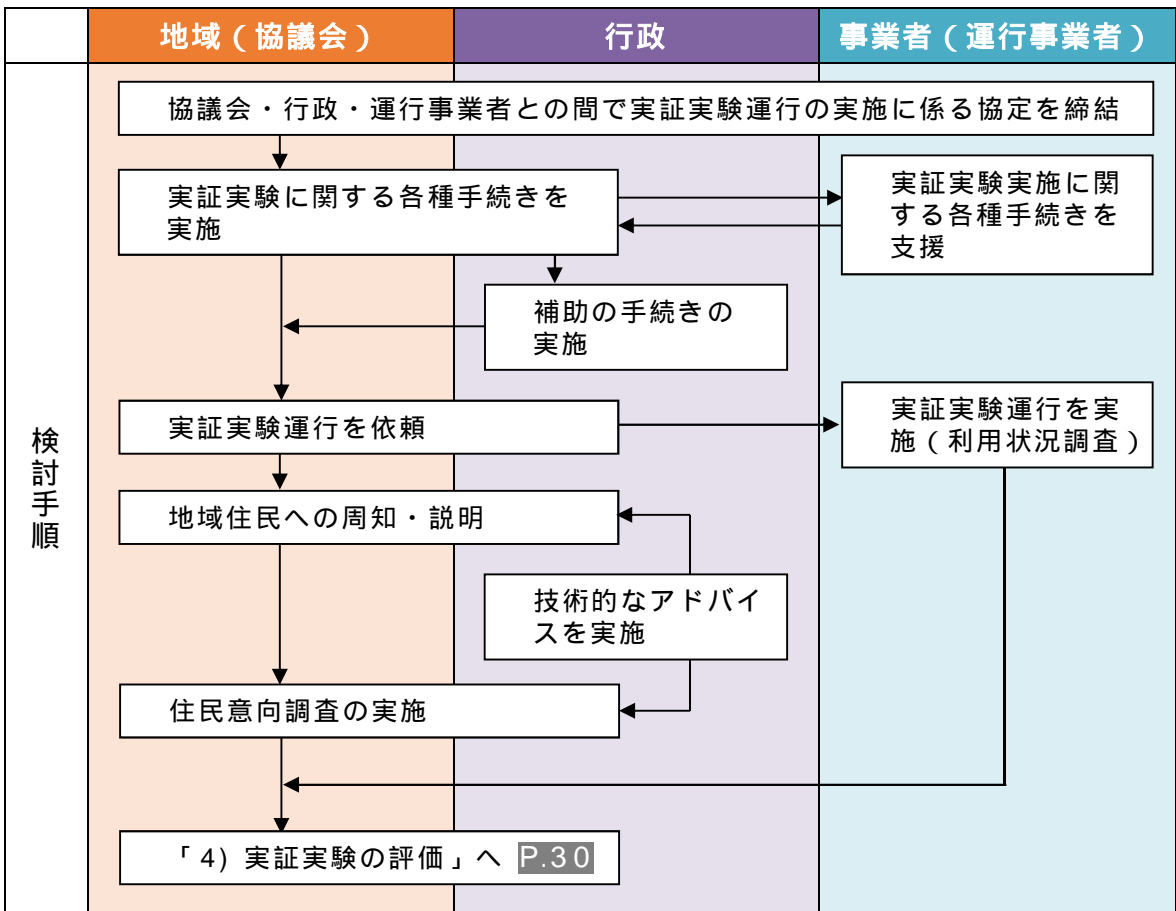
< 実証実験結果の評価指標例 >

視 点	内 容
既存交通の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存交通の活用施策の実施によって増加する利用者数及び運賃収入 ・ 既存交通の活用施策に関する収支率（実施費用に対する運賃収入の割合） ・ 既存交通の活用施策に対する利用者の満足度、継続実施の必要性
新たな地域交通の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな地域交通の利用者数及び運賃収入 ・ 新たな地域交通に関する収支率（運行経費に対する運賃収入の割合） ・ 新たな地域交通に対する利用者の満足度、継続運行の必要性
タクシーの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ タクシーの活用施策の利用者数及び利用料金 ・ タクシーの活用施策に対する利用者の満足度、継続実施の必要性

3) 実証実験の実施

実証実験の実施にあたっては、行政が事務局となって協議会・行政・運行事業者との間で「実証実験運行の実施に係る協定」を締結します。

その後、実証実験計画書に従って、各関係機関（事業者・交通管理者・道路管理者・国土交通省運輸局等）と必要な調整や各種手続きを行った上で『実証実験』を実施します。また実証実験中には利用状況調査（利用人数・利用率・収支採算性等）や住民意向調査等を実施します。



【主な実施事項】

協議会・行政・運行事業者との間で「実証実験運行の実施に係る協定」を締結する〔地域・行政・事業者〕

協議会が作成した実証実験計画書（実証実験の実施内容、実施体制等）に従って、実証実験の運営内容の検討、実証実験に関する各種手続きを行う〔地域・行政〕

実証実験運行に伴う許認可等に関する各種手続きの支援を行う（運行許可に係る申請手続きは、運行事業者が実施）〔事業者〕

地域交通支援に関する補助要綱（仮称）に従って実証実験に関する補助の手続きを行う〔行政〕

各種手続きが完了次第、運行事業者に対して実証実験運行を依頼する〔地域・行政〕

実証実験運行を実施するとともに、実験結果の評価指標とするために利用状況調査等を実施する〔事業者〕

実証実験に関するポスターを作成する等、地域住民の方々への周知・説明を行う（地域として積極的な利用を図る）〔地域・行政〕

地域住民への周知・説明の方法や住民意向調査の実施に関する技術的なアドバイスを行う（調査の実施・分析、協議会の運営支援、専門家の派遣等）〔行政〕

実証実験期間中に住民意向調査を行う〔地域・行政〕

利用状況調査及び住民意向調査の結果より実証実験の評価を行う〔地域・行政〕

「4) 実証実験の評価」へ P.30

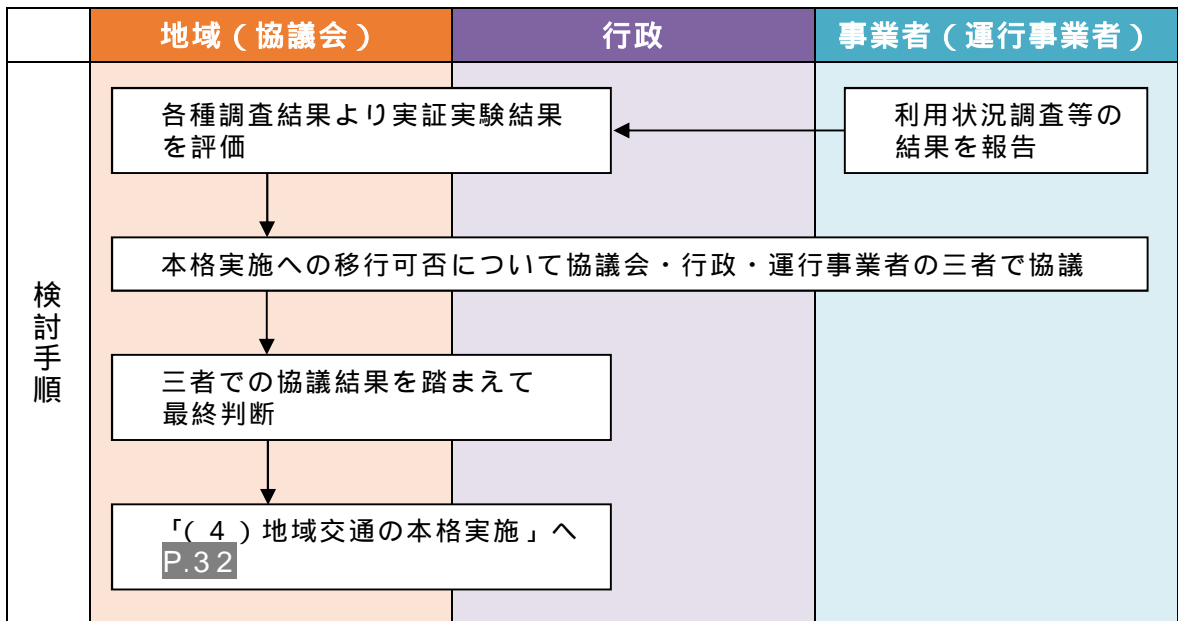
< 実証実験運行に係る主な手続き >

	内 容	所 管
一般乗合旅客 自動車運送事業	事業計画・運行計画・運賃 等に関する手続き （道路運送法）	【行政機関】 国土交通省関東運輸局、 東京都交通局 など 【交通事業者】 バス、タクシー協会 バス、タクシー事業者 など
停留所の設置、 運行ルートや 安全対策の検討	道路を管理する各所管への 占用等に関する手続き （道路法）	【道路管理者】 国道：国土交通省 都道：東京都建設局 区道：各区役所 など
	バス等の運行及び交通安全 等に関する手続き （道路交通法）	【交通管理者】 警視庁交通部、 各所轄警察署 など
地域交通の導入に 対する支援	地域交通支援事業への補助 に関する手続き （目黒区地域交通に関する 補助要綱（仮称））	【行政機関】 目黒区

その他、必要に応じて関係機関や事業者等と調整及び手続きを行います。

4) 実証実験の評価

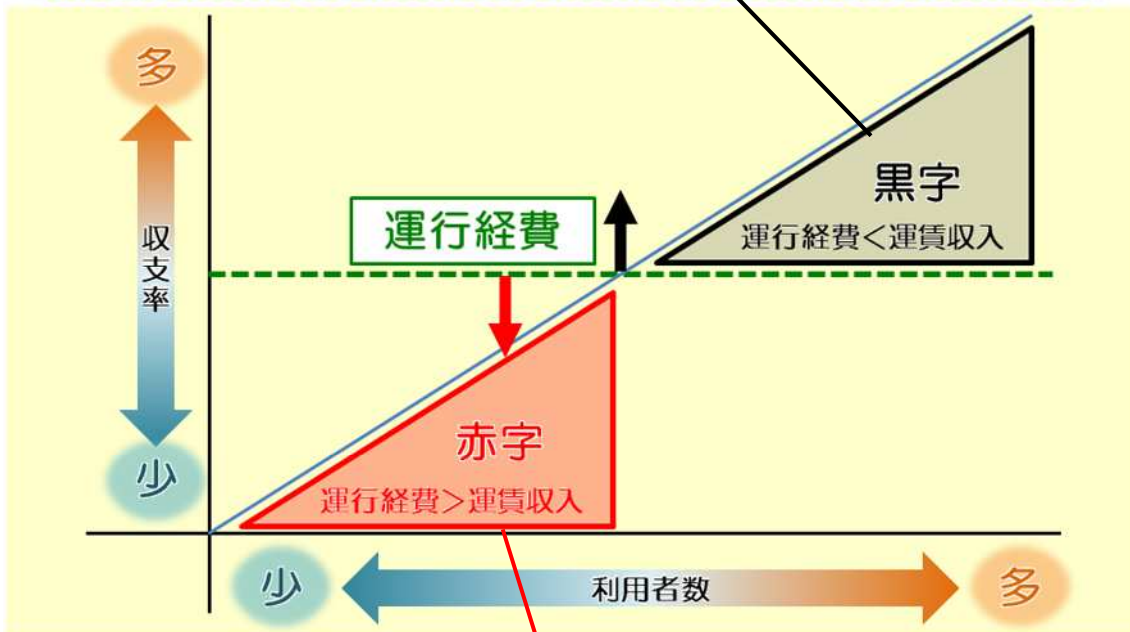
実証実験中に実施した利用状況調査及び住民意向調査結果より『実証実験の評価』を行い、本格実施への移行可否を判断します。本格実施への移行可否については、想定される収支採算性や事業の継続性等の視点から、協議会・行政・運行事業者の三者で協議を行った上で最終的な判断を行います。



【主な実施事項】

- 利用状況調査等の記録をまとめた結果を協議会へ報告する〔事業者〕
- 利用状況調査及び住民意向調査結果を踏まえて、協議会として収支採算性や事業の継続性より実証実験結果の評価を行う〔地域・行政〕
- 実証実験結果の評価について、協議会・行政・運行事業者の三者で協議を実施する〔地域・行政・事業者〕
- 協議会・行政・運行事業者の三者での協議結果を踏まえて、本格実施への移行可否の最終判断を行う〔地域・行政〕
- 本格実施への移行が可能であると判断された場合、本格実施に関する検討を行う〔地域・行政〕
- 「(4) 地域交通の本格実施」へ P.32

< 収支採算性の考え方 >



つまり、運行を継続するためには…

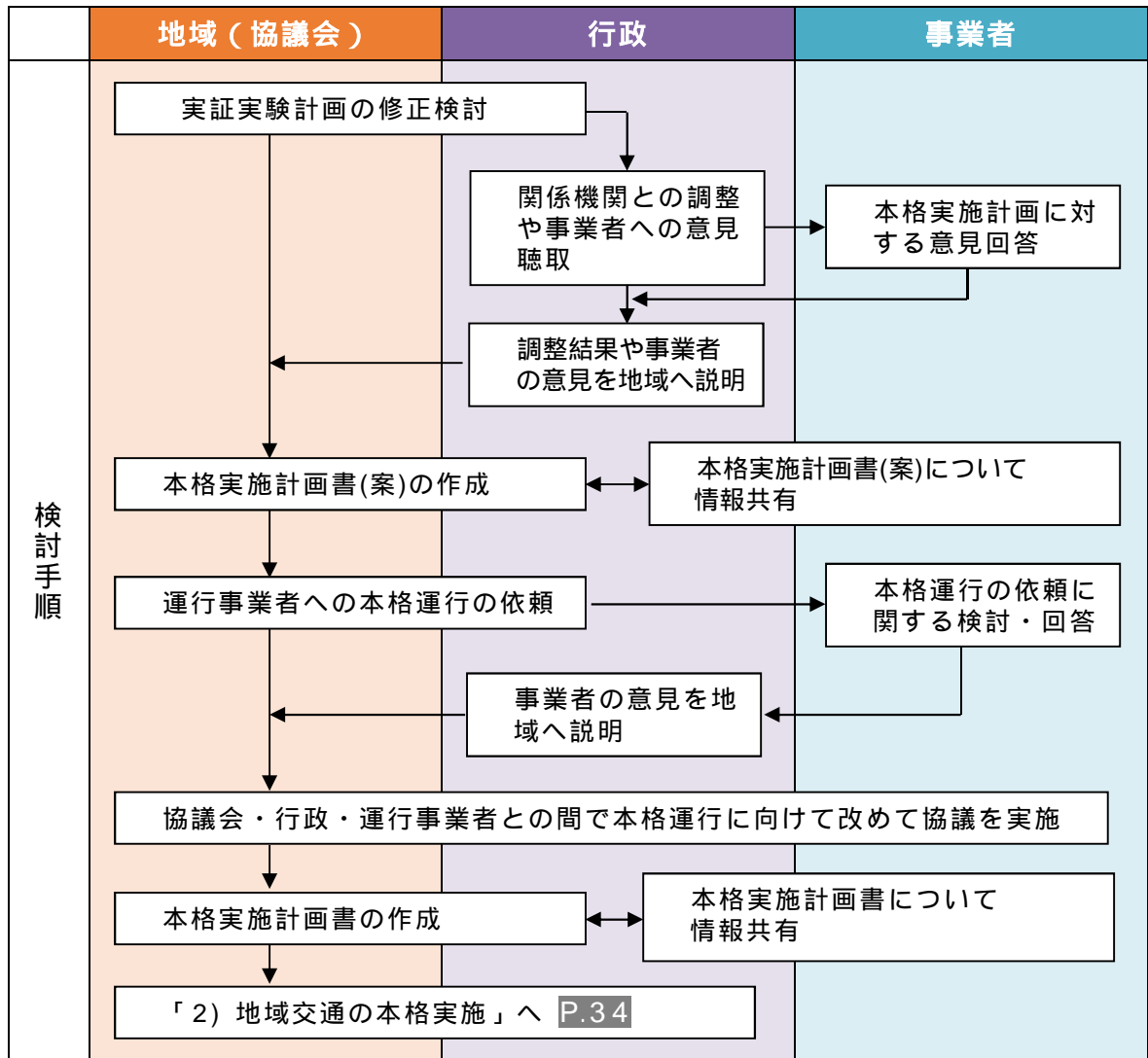
地域のみなさんの積極的な利用が必要となります！

(4) 地域交通の本格実施

1) 本格実施計画書の作成

実証実験の評価結果を踏まえ、本格実施計画書(案)を作成し、改めて協議会・行政・運行事業者の三者で協議・調整を行い『本格実施計画書』を作成します。

その後、本格実施に向けて、必要な各種手続き（運行事業者・交通管理者・道路管理者・国土交通省運輸局等）を行います。



【主な実施事項】

実証実験の評価結果を踏まえて実証実験計画書の修正を検討する〔地域・行政〕

本格実施に向けて関係機関（国、東京都、警察、隣接区等）と調整し、事業者へ本格実施計画書(案)作成に伴う意見を確認する〔行政〕

本格実施にあたって、走行環境や運行計画等に対する事業者としての意見を行政に回答する〔事業者〕

関係機関との調整結果や事業者からの回答結果を踏まえて、本格実施計画書(案)作成に必要となる検討事項等の説明を行う〔行政〕

関係機関や事業者との調整結果を踏まえて本格実施計画書(案)を作成する〔地域・行政〕

本格実施計画書(案)の内容を行政と事業者間で情報共有を行う〔行政・事業者〕

本格実施計画書(案)における運行計画に基づいて運行可能な事業者を選定し、本格運行の依頼を行う〔地域・行政〕

本格運行の依頼に対して検討を行い、行政に回答する〔事業者〕

事業者からの回答を踏まえて今後の協議について地域へ説明を行う〔行政〕

協議会・行政・事業者の三者で協議を実施し、運行計画に関する確認を行う〔地域・行政・事業者〕

協議会・行政・事業者の三者での協議結果を踏まえて本格実施計画書を作成する〔地域・行政〕

本格実施計画書の内容を行政と事業者間で情報共有を行う〔行政・事業者〕

本格実施に向けて各種手続きを開始する〔地域・行政〕

「2) 地域交通の本格実施」へ P.34

< 本格実施計画書の記載項目例 >

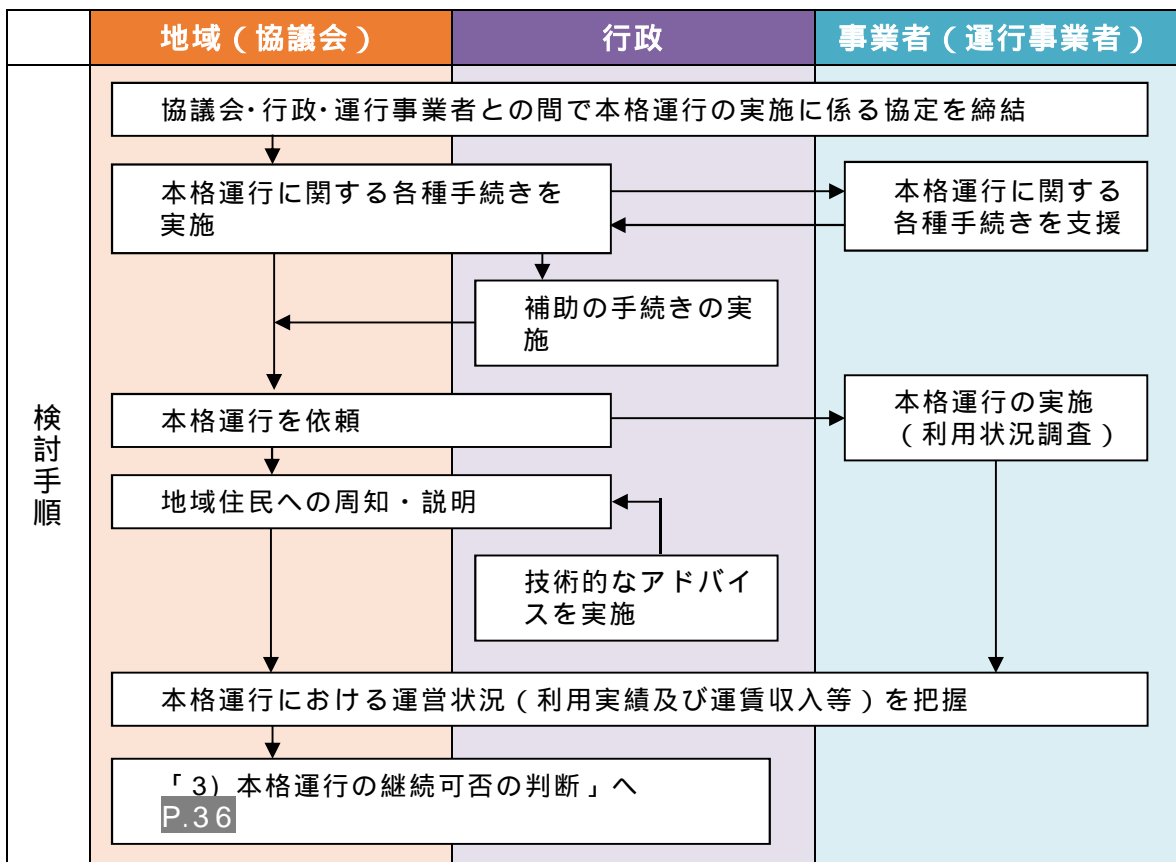
項目	記載内容	
実施目的	住民の移動支援、高齢者の外出促進 等	
対象者	検討対象地区内における住民 (全住民、高齢者、乳幼児連れの方 等)	
実施内容	実証実験結果を踏まえた施策内容 (既存交通の活用、新たな地域交通の導入、タクシーの活用)	
実績報告	既存交通の活用	利用者数に関する把握及び報告頻度 等
	新たな地域交通の導入	利用者数、運賃収入に関する把握及び報告頻度 等
	タクシーの活用	利用回数、利用料金に関する把握及び報告頻度 等
評価基準	継続可否の判断に資する評価基準 等	
広報活動	広報メニュー、実施方法、実施時期 等	

2) 地域交通の本格実施

地域交通の本格実施にあたっては、行政が事務局となって協議会・行政・運行事業者との間で「本格運行の実施に係る協定」を締結します。

その後、本格実施計画書に従って、各関係機関（運行事業者・交通管理者・道路管理者・国土交通省運輸局等）と必要な調整や各種手続きを行った上で『地域交通の本格実施』に移行します。

また、本格実施運行の継続可否の判断の参考とするために、運営主体となる協議会は、運行事業者と連携して地域交通の利用実績及び運賃収入等を把握し、行政を含めた三者で運営状況を共有します。



【主な実施事項】

協議会・行政・運行事業者との間で「本格運行の実施に係る協定」を締結する〔地域・行政・事業者〕

協議会が作成した本格実施計画書（運行の内容、実施体制等）に従って、本格運行に関する運営内容の検討、各種手続きを行う〔地域・行政〕

本格運行の実施に伴う許認可等に関する各種手続きの支援を行う（運行許可に係る申請手続きは運行事業者が実施）〔事業者〕

目黒区地域交通支援に関する補助要綱（仮称）に従って本格運行に関する補助の手続きを行う〔行政〕

各種手続きが完了次第、運行事業者に対して本格運行を依頼する〔地域・行政〕

本格運行を実施するとともに、本格運行の評価指標とするため利用状況調査等を実施する〔事業者〕

本格運行に関するポスターを作成する等、地域住民の方々への周知・説明を行う（地域として積極的な利用を図る）〔地域・行政〕

利用促進に関する技術的なアドバイスを行う（協議会の運営支援、専門家の派遣等）〔行政〕

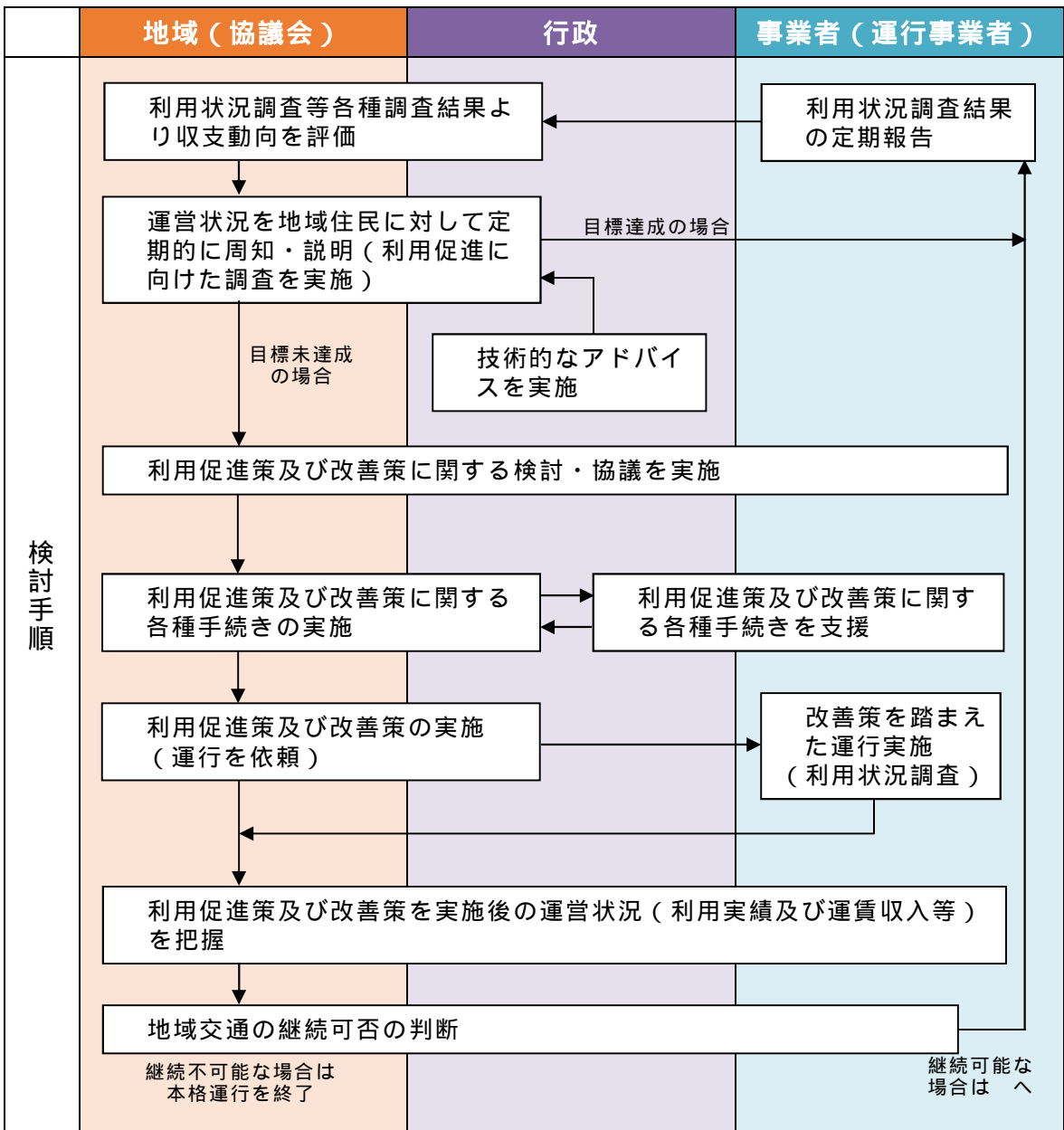
運行事業者と連携・協力して、本格運行における運営状況（利用実績及び運賃収入等）を把握して行政も含めて共有する〔地域・行政・事業者〕

本格運行における運営状況を踏まえて継続可否の判断を行う〔地域・行政〕

「3) 地域交通の継続可否の判断」へ P.36

3) 地域交通の継続可否の判断

運営状況の報告内容を踏まえ、『地域交通の継続可否の判断』を行います。地域交通の継続にあたっては、対象となる地域交通の利用者数の増加や利用促進に資する運行サービスの改善が必要であり、そのための取組を継続して行わなければなりません。ただし、地域交通の継続に向けた取組を実施しても運営状況が改善されない場合には、協議会・行政・運行事業者で協議の上、運行終了となる場合があります。



【主な実施事項】

本格運行後の利用状況調査結果を地域に対して定期的に報告する〔事業者〕
利用状況調査結果の報告を踏まえて収支動向に関する評価を行う〔地域・行政〕

収支動向を含めた地域交通の運営状況について、住民に対して定期的に周知・説明を行い、必要に応じて利用促進に向けた検討を実施する〔地域・行政〕

地域交通の運営状況に関する周知・説明の方法や利用促進に向けたアンケート調査、利用促進策の実施事例の紹介等、技術的なアドバイスを行う（協議会の運営支援、専門家の派遣等）〔行政〕

利用人数等の目標を達成した場合は に戻って引き続き利用状況のモニタリングを実施、目標を達成できず利用促進策及び改善策の実施が必要な場合は、協議会・行政・運行事業者の三者で従前の運行計画の見直しについて検討・協議を行う〔地域・行政・事業者〕

目標未達成の場合、利用促進策及び改善策に関する各種手続きを行う〔地域・行政〕

利用促進策及び改善策に関する各種手続きの支援を行う（運行許可に係る申請手続きは運行事業者が実施）〔行政・事業者〕

各種手続きが完了次第、利用促進を実施、また運行事業者に対して改善策を踏まえた運行を依頼する〔地域・行政〕

改善策を踏まえた運行を行うとともに、利用状況調査を実施する〔事業者〕

利用促進策及び改善策を踏まえた運営状況（利用実績及び運賃収入等）を協議会・行政・運行事業者で共有し把握する〔地域・行政・事業者〕

利用促進策及び改善策を踏まえた運営状況（収支採算面、運営体制面等）実施後において、事業が継続可能と判断される場合は に戻って引き続き利用状況のモニタリングを実施、継続不可能と判断される場合は、協議会・行政・運行事業者で協議の上、本格運行終了の判断を行う〔地域・行政・事業者〕

● 用語集

あ行

【一般乗合旅客自動車運送事業】

- ・利用者 1 人ひとりがバス事業者に運賃を支払い、不特定の者同士が 1 台の車両に乗り合う形態を乗合輸送といい、許認可種別では一般乗合旅客自動車運送事業となる。
- ・本事業をはじめするには、国土交通大臣または地方運輸局長の許可を受けることが必要となる。

一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業

- ・利用者をひとまとまりの団体として、バス、タクシー事業者の車両を貸し切って輸送する形態を貸切輸送という。許認可種別では定員が 11 人以上のものが一般貸切旅客運送事業(貸切バス)、定員が 10 人以下のものが一般乗用旅客運送事業(タクシー)となる。

か行

【交通管理者】

- ・道路利用者の通行の管理を行うもの。
- ・一般には警察のこと。

【交通事業者】

- ・公共交通などを運営する主体のこと。
- ・鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者などが該当する。

さ行

【車両制限令】

- ・道路法 47 条において、道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両の大きさの限度を定めた政令である。

た行

【地域交通】

- ・地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される交通機関のこと。
- ・目黒区で考える地域交通とは、「徒歩」・「自転車」・「タクシー」・「ワゴン型バス」など地域の身近な移動手段のこと。

【定時定路線型】

- ・運行ルート、ダイヤを定めて運行する交通機関のこと。
- ・利用する場合はルート上の停留所等で乗降を行う。

【デマンド型】

- ・一般的に、デマンド（需要・要求）に応じて運行する乗合交通機関のこと。
- ・事前に電話等により予約を要する場合が多く、よりタクシーに近いドア・ツー・ドアから、バス停間の移動や路線バスタイプの迂回型など形態は多岐に渡る。
- ・予約が無い場合は運行しないため、無駄を省くことができる。

【道路運送法】

- ・旅客自動車運送であるタクシー・バスなどの事業、また有料道路などの自動車道路事業について定める法律。

【道路管理者】

- ・道路の整備、管理を行う主体のこと。
- ・国道（指定区間外を除く）の場合は国土交通省、指定区間外の国道及び都道府県道の場合はその路線の存する都道府県、市町村道の場合はその路線の存する市町村が道路管理者となる。

【道路交通法】

- ・道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るために制定された法律。
- ・道路交通に起因する障害を防止することも目的としており、道路交通の最新情勢に対応して改正が行われる。

【道路法】

- ・道路網の整備により、交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする法律。
- ・高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道を定めたり、管理、構造、保全、費用の負担区分や監督等に関する事項を規定。

な行

【乗合】

- ・一定の運賃で、不特定の人が乗り合うこと。
- ・バスに乗り合う場合は「乗合バス」という

は行

【バリアフリー】

- ・障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去すること。
- ・段差などの物理的除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

【福祉有償輸送】

- ・公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保で

きないと認められる場合に、NPO法人等が、実費・非営利の範囲内で、自家用自動車を使用して、身体障害者、要介護者にドア・ツー・ドアの個別輸送を行うサービス。

【福祉タクシー】

- ・車椅子に乗った人など、障害のある人を運ぶことができるタクシー。
- ・車椅子のまま乗車できるリフト付タクシーなどがある。
- ・運転手は、利用者の乗降に様々な介助が要求される事があるため、ホームヘルパーの資格（２級）と普通自動車第二種免許の資格が必要。
- ・介護保険の対象。

ボランティア輸送

- ・有償での輸送サービスの実施が困難な場合など、ボランティアや地域の助け合いといった活動の中で実施されるもので、道路運送上の許可・登録を要しない輸送。

● 旅客運送事業の種類と許認可制度の概要

【一般乗合旅客自動車運送事業】

利用者 1 人ひとりがバス事業者に運賃を支払い、不特定の者同士が 1 台の車両に乗り合う形態を乗合輸送といい、許認可種別では一般乗合旅客自動車運送事業となる。一般的な路線バスがこれに該当し、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の 3 つの運行の様態が設けられている。

【一般貸切旅客自動車運送事業】

利用者をひとまとまりの団体として、バス、タクシー事業者の車両を貸し切って輸送する形態を貸切輸送といい、許認可種別では定員が 11 人以上のものが一般貸切旅客運送事業（貸切バス）となる。

【一般乗用旅客自動車運送事業】

同様に、貸切輸送のうち、許認可種別では定員が 10 人以下のものが一般乗用旅客運送事業（タクシー）となる。

【特定旅客自動車運送事業】

特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送するもので、具体的には企業の従業員を送迎するために駅と工業を連絡するバスやスクールバスなどが該当する。

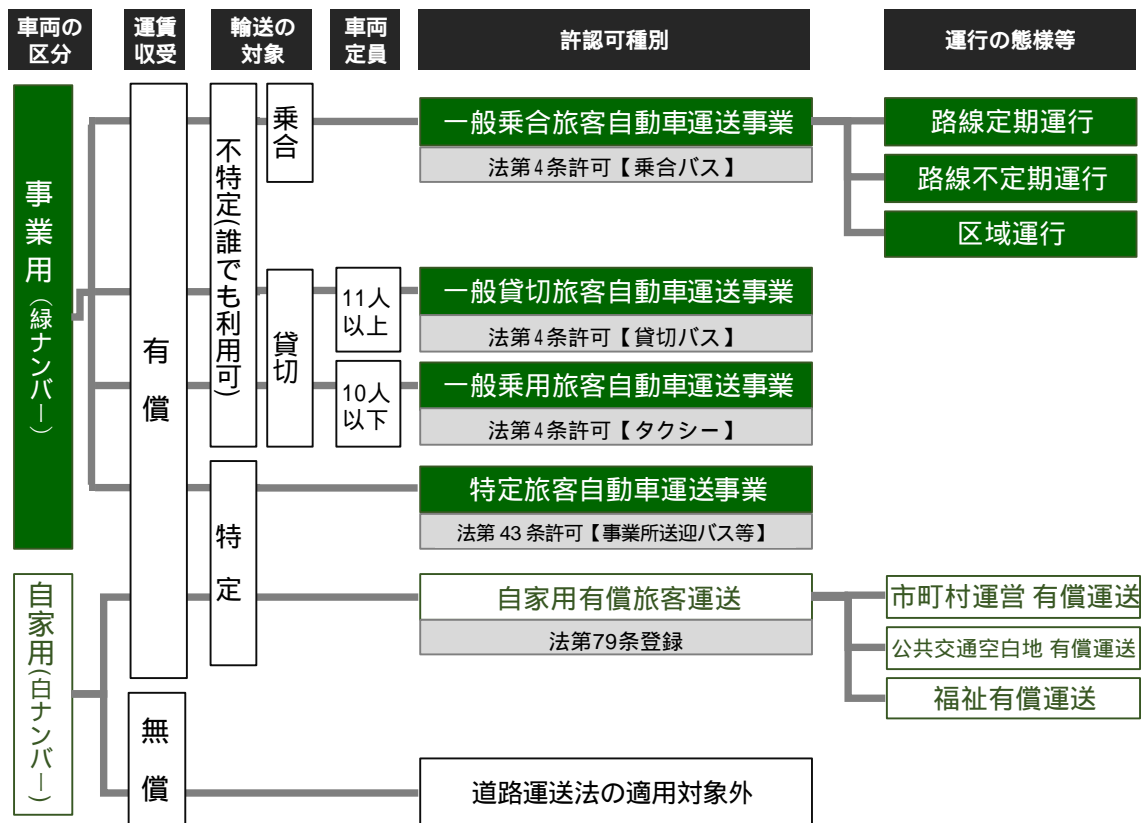
【自家用有償旅客運送】

既存の旅客運送事業者では十分なサービスが提供できない地域などにおいて、市町村や N P O 法人等が主体となって、自家用自動車を用いた有償運送ができる制度である。

【道路運送法の適用対象外】

過疎地域などにおいて市町村が所有するマイクロバスなどを利用した地域住民の無償送迎や、ボランティアドライバー等が運行する互助による輸送が該当する。

- 旅客運送事業に関する法体系 -



● 利用意向調査のアンケート項目例

調査項目		分析の視点
質問 1 : 属性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年代 ・ 居住地 ・ 自家用車の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ・ どのような人々が回答しているか ・ 属性により、どのような意見を持ち、その意見がどのように異なっているか
質問 2 : 現在の利用交通手段	利用交通手段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普段はどのような交通手段を利用しているか ・ 何の交通手段から地域交通に転換するか
質問 3 : 地域交通について		
3-1 認知度		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域交通を検討していることを知っているか ・ 認知度の違いによって、以下の利用理由等がどのように異なっているか
3-2 利用意向	利用意向	・ 利用意向の有無
	利用目的	・ どのような目的（通勤、買物、通院など）で利用するか
	OD	・ どのような区間（乗降場所）で利用するか
	利用時間帯	・ どのような時間帯で利用するか
	利用頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の頻度（日常的または一時的利用か） ・ 単位期間（1週間、1ヶ月）あたりの利用回数
	運賃	・ 運賃についてどう思うか（高い・安い・妥当）
3-3 地域交通に対する意見	地域交通に対する評価	・ 地域交通の導入策の良し悪しについて
	システム <ul style="list-style-type: none"> ・ ルート ・ 利用時間帯 ・ 乗り継ぎ ・ 運行本数、間隔 ・ 所要時間 ・ 運賃 ・ 安全性 ・ 車両 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実験する内容について ・ 各項目について、悪いと判断した場合、その理由と改善点は
質問 4 : 地域交通による変化		
4-1 地域	会議の参加	・ 地域交通の説明会などに参加したことがあるか
4-2 まちづくり	外出頻度	・ 地域交通の導入で外出頻度が増えるか
4-3 ライフスタイル	生活のゆとり	・ 地域交通の導入で時間の使い方は変化するか
質問 5 : 自由回答		・ 選択肢では把握困難な地域交通に対する希望、問題点を把握

OD : Origin-Destination (出発地、目的地) の略

● 実証実験運行中に実施する住民意向調査のアンケート項目例

調査項目		分析の視点
質問 1：属性	<ul style="list-style-type: none"> ・年代 ・居住地 ・自家用車の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ・どのような人々が回答しているか ・属性により、どのような意見を持ち、その意見がどのように異なっているか
質問 2：現在の利用交通手段	利用交通手段	<ul style="list-style-type: none"> ・普段はどのような交通手段を利用しているか ・何の交通手段から地域交通に転換したか
質問 3：地域交通について		
3-1 認知度		<ul style="list-style-type: none"> ・地域交通の存在を知っているか、利用したことがあるか ・認知度の違いによって、以下の利用理由等がどのように異なっているか
3-2 利用実態(利用したことがある人)と将来の利用意向	利用の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交通を利用したか ・地域内で利用した人の割合はどれくらいか
	利用目的	<ul style="list-style-type: none"> ・どのような目的(通勤、買物、通院など)で利用したか
	OD	<ul style="list-style-type: none"> ・どのような区間(乗降場所)で利用したか
	車両	<ul style="list-style-type: none"> ・運行車両はどうだったか(乗降、乗り心地など)
	利用意向、頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・本格運行された場合の利用意向、頻度 ・単位期間(1週間、1ヶ月)あたりの利用回数の見込み
3-3 未利用者の意見(将来の利用意向含む)	利用していない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交通を利用していない理由
	地域交通を利用する条件	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交通を利用するための条件
	利用意向、頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・本格運行された場合の利用意向、頻度 ・単位期間(1週間、1ヶ月)あたりの利用回数の見込み
3-4 未認知者の意見(将来の利用意向含む)	利用意向、頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・本格運行された場合の利用意向、頻度 ・単位期間(1週間、1ヶ月)あたりの利用回数の見込み
	理由	<ul style="list-style-type: none"> ・利用有無の理由
質問 4：地域交通による変化		
4-1 地域	新たな経験	<ul style="list-style-type: none"> ・見知らぬ人と挨拶するようになったか ・地域内での交流が生まれたか
	会議の参加率	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交通の説明会などに参加したことがあるか
4-2 まちづくり	外出頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・実験期間中に外出頻度が増えたか
4-3 ライフスタイル	生活のゆとり	<ul style="list-style-type: none"> ・実験期間中における時間の使い方の変化したか
質問 5：自由回答		<ul style="list-style-type: none"> ・選択肢では把握困難な地域交通に対する希望、問題点を把握

OD：Origin-Destination(出発地、目的地)の略

